

新制公民科提要
上卷

東京商大教授
山內正
法學博士
花岡敏
共著

12
220.3

東京浩文館發行

K220.3/

12

1

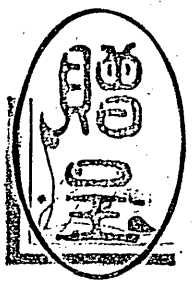
K220.31

12

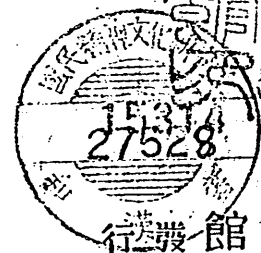
1



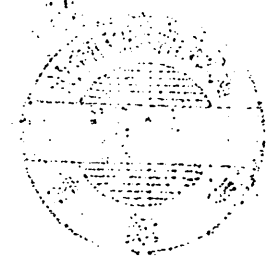
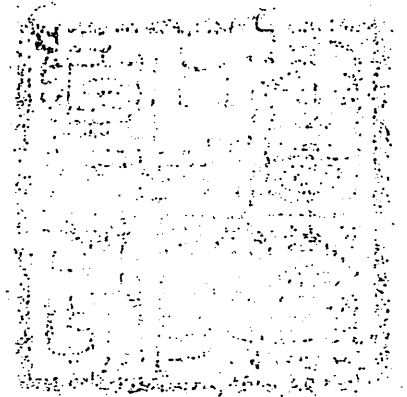
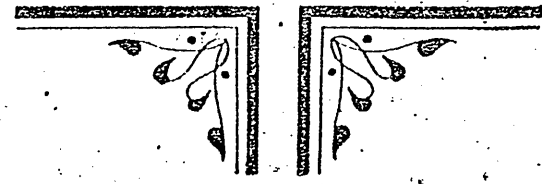
日十三月九年六和昭
 齊定檢省部文
 川科民公校學中



新制公民科提要



北京浩文館



例 言

一、本書は文部省の中等學校公民科教授要目に準據し、中等學校公民科教科書として編纂したものである。

一、凡そ公民科は修身科の一部とも看做すべき教科であるから、本篇この趣旨を以て臨み、公民としての徳性を涵養するにつとめた。しかし公民道德の實踐に缺くべからざるものは、主として法制上並びに經濟上の知識なるに鑑み、本書は公民として須要なる限りこれ等の事項を成るべく詳らかにした。

一、本書の記述にはつとめて定義や條文の指示を避け、平易簡明を旨とし、容易に正確な概念を得しめる方針を採つた。又現在の事象を單に平面的に記述するに止めず、尙場合によつては歴史

を参酌しつつ、縦斷的に説明するにとめた。

一 要するに本書は、道德と知識とを分離し別個に取扱ふことなく、日常生活の實際に即し、公民として缺くべからざる心得を修得せしめるのを方針としたのである。

一 尙世運の進歩、法令制度の改廢、經濟事情の變遷等に應じて必要な訂正を加へ、以て本書の完璧を期する積りである。

昭和六年二月

著者等識す

新制公民科提要 上卷 目次

第一章 人と社會

一人と社會 二共同生活と共存共榮 三國家の重要意義

第二章 我が家

第一節 家庭生活

第二節 家族制度

一家 二戸籍

第三節 戸主と家族

一戸主 二家族

第四節 親族

一親族の意義 二親族の範圍

第五節 親子

一 親子關係 二 親權

第六節 婚 姻……………七

一 婚姻の意義 二 婚姻成立の要件 三 婚姻の効果

第七節 相 續……………三

一 相続の二種 二 家督相続 三 家督相続人 四 遺産相続

五 相続の承認と拋棄 六 遺言

第三章 一家の生計……………三

第一節 家計と貯蓄……………三

一 家計の意義 二 一家の収入 三 生計費 四 勤儉貯蓄

第二節 保 險……………四

一 保險の必要 二 保險の方法 三 保險の種類 四 保險の組織

第三節 財 産……………六

一 財産の意義 二 財産の種類 三 物權的財産 四 債權的財産
五 無體財産 六 財産權の尊重

第四章 職 業……………四

一 職業と人生 二 經濟の發達と職業の分化 三 營業の自由
四 職業の選擇 五 勤勞と研究 六 職業と道德

第五章 教 育……………五

一 人と教育 二 家庭教育 三 學校教育 四 社會教育

第六章 神 社……………五

一 敬神崇祖 二 神社

第七章 宗 教……………三

一 宗教 二 信仰の自由

第八章 公 安……………七

第一節 警察と公衆……………七

一 共同生活と秩序 二 警察と公安 三 警察と公衆

第二節 災害防止……………七

一 共同生活と災害 二 災害防止

第三節 公衆衛生

一 公衆衛生 二 公衆衛生と公德心

第九章 地方自治

第一節 地方自治の沿革

第二節 地方自治の精神

一 自治の精神 二 地方自治制度 三 地方自治制度の精神

四 地方自治體の種類

第三節 我が郷土

一 我が郷土と地方自治制 二 愛郷と愛國

第十章 市町村

第一節 市町村の自治

一 社会生活と市町村 二 市町村の構成 三 市町村の自治

第二節 住民と公氏

一 住民 二 公民

第三節 市町村會

一 市町村會の組織 二 市町村會の権限 三 市参事會

第四節 市役所及び町村役場

一 市町村の事務 二 市町村長

第五節 市町村の財政

一 市町村の支出及び收入 二 市町村の財産

第十一章 府縣の自治

第一節 府縣の自治

一 府縣の組織 二 府縣の自治

第二節 府縣の機關

一 府縣會 二 府縣参事會 三 府縣知事

第三節 府 縣、廳	105
-----------	-----

第十二章 農村と都市	106
------------	-----

第一節 農村と都市との關係	106
---------------	-----

一 農村と都市の分化	106
二 都市の發生	107
三 農村と都市との關係	108

第二節 農村	109
--------	-----

一 農村の生活	109
二 農村の開發	110

第三節 都市	111
--------	-----

一 都市生活	111
二 都市の改善	112

第十三章 産業	112
---------	-----

第一節 産業と國民經濟	112
-------------	-----

第二節 農業	113
--------	-----

一 農業の任務	113
二 農業の重要性	114
三 農業と土地	115
四 農業の經營	116
五 農業の助成	117

第三節 工業	117
--------	-----

一 工業の任務	117
二 工業の發達	118
三 工業の種類	119
四 工場工業の特徴	120
五 工業の助成	121

第四節 商業	121
--------	-----

一 商業の任務	121
二 商業の發達	122
三 商業の種類	123
四 市場	124
五 取引所	125
六 商業の助成	126

第五節 企業形態	126
----------	-----

一 企業	126
二 企業の種類	127

第六節 産業組合	127
----------	-----

一 産業組合の組織	127
二 産業組合の種類	128

第十四章 貨幣及び金融	128
-------------	-----

第一節 貨幣	128
--------	-----

一 貨幣の意義	128
二 貨幣の職能	129
三 貨幣制度	130
四 紙幣	131

第二節 物價	131
--------	-----

一 價格と物價 二 價格の決定 三 物價の變動 四 物價の調節

第三節 信用 用 一〇

一 信用の意義 二 信用の種類 三 信用證券 四 信用の利率

第四節 金融機關 三

一 金融機關の意義 二 銀行 三 手形交換所

第十五章 交通 一六

第一節 交通及び交通機關 一六

一 交通 二 交通の發達 三 交通機關

第二節 交通と文化 一七

一 交通と文化 二 交通道德

終



新制公民科提要 上巻

山内正瞭 共著
花岡敏夫

第一章 人と社會

人と社會

一人と社會 人は孤立して生活することは出来ないとは常にいはれる所である。事實自己の生活を顧れば、我々は必ず共同生活の中にあることを知るのである。例へば我々は家庭にあつて父母兄弟と共に起居し、學校に於ては多數の朋友と机を並べて共に學んでゐる。一は血縁の近い家族の共同生活であり、一は先生や多數生徒と固く結ばれた勉學のための共同生活である。更に

廣く考へれば我々は市民として又町村民として隣人と共に同一の市町村内に共同の生活を結び國民として同一國家内に共同生活を營んでゐる。社會といふのはすべてこのやうな共同生活を意味するのであつて、この中にあつて我々はたとへ不知不識の間にも相互に何等かの影響を與へ、何等かの影響を受けてゐるのである。

社會の種類

社會はその成立の次第によつて、自然社會と人爲社會とに分けられる。自然社會といふのは人が血縁に基く自然の愛情によつて結合してゐる社會であつて、家族氏族の如きものである。人爲社會は人が共同の目的を達成するために營む共同生活で、これには幾多の種類がある。即ち政治的なものに市町村府縣國家等があり、經濟的なものには會社組合銀行等がある。この他學術宗教藝術等に互つてそれぞれ特種の目的を達するための社會が存在

共同生活の由來

するのである。而して我々は家庭の一員であると共に市町村府縣國家の一員であり、或は又學校會社等の一員であるのを見ても判るやうにこれ等の社會は互に重なり合つて存在し、人はそれぞれ社會の一員として生活してゐるのである。

人が共同生活を營む所以に就いては、古來幾多の説明が行はれた所であるが、一面に於てこれは人の本性の然らしめる所である。即ち人は生れながらに群居性社交性を具へてゐて、孤獨の生活を非常に淋しく、又不安に感じるものである。然し單に本能のみによつて人が共同生活を營んでゐるならば、それは蟻や蜂の生活と擇ぶ所はない。蟻や蜂は我々が見ても驚く程一糸亂れずに極めて秩序ある共同生活を作つてゐる。然し、それが人の社會と根本的に異なる所は、蟻や蜂がこの共同生活を自覺し、意識的に行つてゐるのではなく、單に本能の力に驅られて機械的に共同生活を作つ

てゐるに過ぎないことである。これに反して人の營む共同生活は、自然の情の然らしめる所から發するとはいへ、更に共同の目的を自覺し、これを達成しようとする意志を以て結合されてゐるのである。従つて人の社會には不斷に共通の感情が流れ、精神の一致が見られるのである。

二共同生活と共存共榮　人は社會の中に生存することによつて始めてその生を全うすることが出来る。例へば衣食住の生活に於ては社會に種々の職業があつて、各々物資の生産に従事し、これを有無相通じて以て我々の物質的欲望を満足せしめることが出来る。精神生活に於ても同様である。蓋し學問藝術宗教はもとより、言語風俗習慣道德法律制度に至るまで、すべて我々の共同生活から生み出されたものに外ならぬからである。かくして我々は物質的方面に於ても精神的方面に於ても、今日の文化の恩恵

共同生活と共存共榮

社會と個人

を受けてゐるのである。されば我々は一日も社會を離れて生存し得ないことは明らかである。

このやうに共同生活によつて始めて我々の生が遂げられるのであるが、世には個人と社會とが對立したものと考へるものがある。これは、甚しい誤解であつて、決して社會を離れて個人は存在しないのである。純粹の個人といふものは、たゞ觀念の上で抽象することが出来るだけで、現實に於ては必ず社會の中に生存してゐる個人である。即ち、實際上我々は家族の一員であり、日本臣民であり、世界の同胞であるが、これ等の關係を抽き去つたときに、ここに個人といふ觀念が生ずるだけである。従つて個人は觀念上の人間であつて、實在の人間ではない。故に個人の人格完成と社會の共存共榮とは完全に一致すべきもののなのである。言ひ換へれば人が社會生活を意識しつゝ、個人としての品性を磨くことは、

國家の重要意義

とりもなほさず社會の一員として共存共榮の實を擧げる所以である。されば我々は小我に固執して目前の私利私慾に惑はされることなく、宜しく大我に就いて社會の利益、社會の幸福のために力を致さなければならぬ。かくして始めて個人としての人格が完成され、同時に社會全體が向上發展するのである。

三 國家の重要意義 人が團結して共同生活を營むところの社會には、既に述べたやうな色々の種別があるが、その中で最も鞏固な獨立の大組織を有してゐるものは國家である。國家は一定の領土の上で一箇の主權によつて統一せられた人民が共同生活を營む獨立の社會である。國家の目的使命は種々存するのであるが、その組織が最高無限の權力によつて統一せられてゐる所に主なる特色がある。抑、社會の存立發展のためには社會の秩序と規律が缺くを得ない要素であつて、共同生活を亂し、社會の發展を妨

家庭生活

げるやうな非社會的な人間を極力矯正排除しなければならないのであるが、國家の絶對無限の主權はよくこれを達成せしめることが出来るのである。國家の使命は單にこれに止まるものではないけれども、この點のみからいつても國家の重要意義を知ることが出来るのである。

第二章 我が家

第一節 家庭生活

我々の營む社會生活の範圍は極めて廣大に亙るものであるが、その中にあつて最も密接で且自然なものは、血縁による近親者の結合たる家庭の生活である。蓋し人が相互に依存して生活を営まなければならぬものである以上、先づ最も血縁の近いものが集つて共同の生活を營むのは自然の情なるが故である。

我々は近親が温い共同生活を營んでゐる家庭に生れ、先づ家庭に於ける父母の訓育、兄弟姉妹の愛情の中に最初の生活を始める。而して長ずるに従つて我々の環境は次第に擴大し、家庭以外の社會と接觸する機會は漸次増大するのであるが、しかも尙我々の日常生活の根據となるものは常に家庭である。されば我々は家庭生活に於て、社會生活の第一歩を踏み出すといふことが出来るのである。

第二節 家族制度

一家 近親者の營む家庭生活に就いて我々が先づ知らなければならぬのは家といふ觀念である。家とは戸主及び家族から成る近親者の團體をいひ、我國に於てはこの家が集つて國家を構成してゐるのである。されば日本人は必ずいづれかの家に屬さなければならず、棄子の如くその屬する家の不明なるものは自ら

家

家族制度と個人制度

一家を創立するのである。これが即ち家族制度であつて、歐米諸國に於ける個人制度とは全く趣を異にしてゐる點である。個人制度にあつては、國家の構成要素となるものは個人であるが、これに對して我が國のやうな家族制度にあつては、各個人は家族の一員として家を通じて國家の構成分子となつてゐる。而して家に於ては同一の氏を稱して祖先の祭祀を怠らず、家の存續を願つて家系の維持を圖つてゐるのである。この家族制度は又祖先崇拜の觀念と相俟つて我が國全體が天皇を家長と仰ぐ一大家族を形成し、他國に見られぬ精髓を發揮してゐるのである。

二戸籍 家には必ず戸籍があつて、各家に關する戸主及び家族の身分關係が記載されてゐる。これを綴合せた公簿が戸籍簿である。戸籍の事務は市町村長が管掌する所であつて、各人は家及び身分に異動の生じた場合、市町村長に所定の届出をしなければ

戸籍

ならぬ。(東京大阪等の大都市に於ては區長が戸籍の事務を管掌する)

第三節 戸主と家族

戸主 家を構成するものは戸主と家族である。戸主は家の中心となり、家の統率者となるものであるから、一家を維持し家族の保護監督の任に當らねばならず、その責務は極めて重大である。故に法律は戸主をしてその責務を盡さしめるために、特別の規定を設けて戸主の地位を強固にしてゐる。この戸主の地位に附隨して存する權利を總稱して戸主權といふ。

戸主權の主なる内容は(一)家族の居所を指定する權利(二)家族の婚姻養子縁組分家去家及び他人の入家等に同意を與へる權利(三)家族を離籍し又は復籍を拒絶する權利(四)家督相續人を廢除又は指定する權利等である。これに伴ひ戸主の負ふ重要な義務は家族を扶養する義務である。

戸主

戸主權

家族

親族の意義

かくの如く種々な權利が戸主に與へられてゐるのは戸主個人の利益のためではなくて、戸主をして充分に家族の保護監督の任務を盡さしめるために外ならぬ。従つて戸主が自己の利益のために戸主權を濫用することは法律の保護する所ではない。

二家族 家を構成する戸主以外のすべての者は家族である。家族は戸主權の下に立ち、家を通じて國家の構成分子となるのであるから、戸主權に服従する義務があると共に、戸主と協力して家の基礎を固め、家の繁榮に努むべきはいふまでもない。

第四節 親族

一親族の意義 今、家の構成分子を戸主と家族とする立場を去つて、別な見地から觀察するならば、家は親子夫婦兄弟等の骨肉至親から成る團體とすることが出来る。而して又一家の子女は成育すると、將來その家の戸主となるべきものを除いては、或は分れ

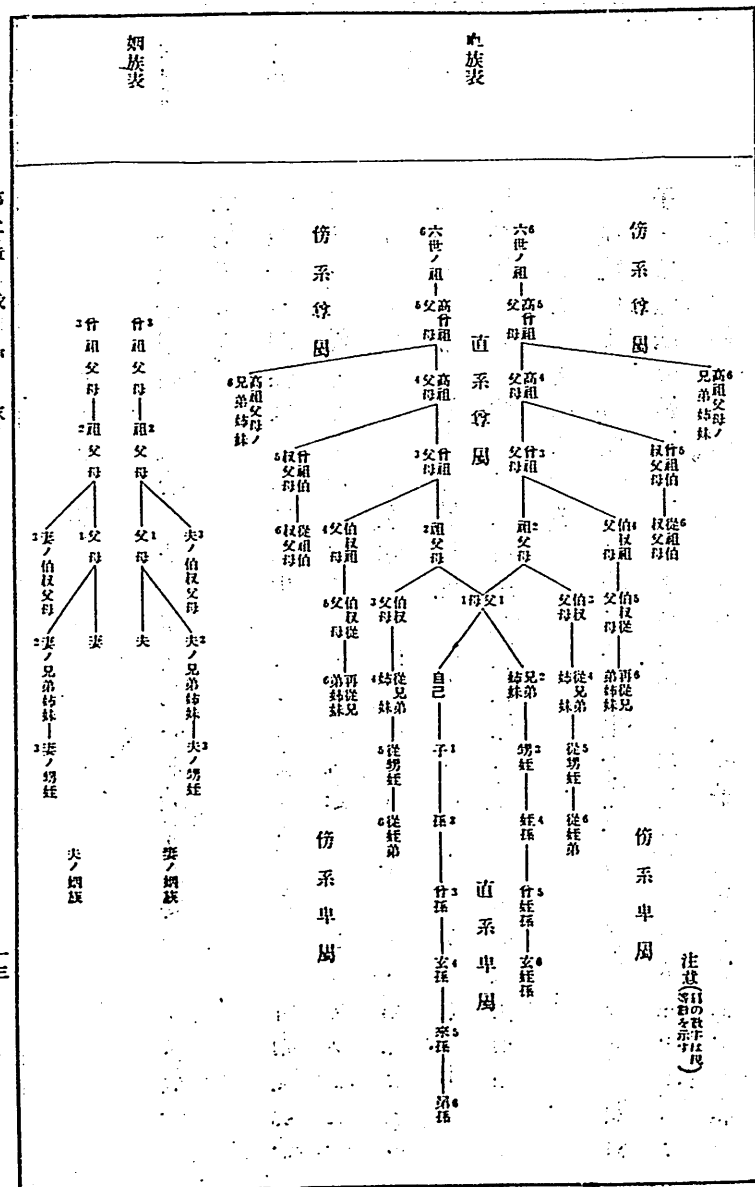
親族の範圍

血族・姻族
直系親・傍系親

親等

て新に家を興し、或は嫁して他家に入り、又ある場合には養子となつて養家を繼ぐ。かくして家と親密不離な範圍が擴められてゆくのである。茲に血統婚姻出生及び養子縁組によつて相牽聯する廣汎な關係である親族が存在することとなる。

二親族の範圍 親族に關して先づ注意すべきは社會通念上の親族と、法律上の親族とがその範圍を異にすることである。我が民法が親族として認めてゐるものは(一)六親等内の血族(二)配偶者(三)三親等内の姻族とである。血族とは血統の相連るものをいひ、直系傍系の二種があり、又尊屬、卑屬の別がある。姻族とは夫婦の一方とその配偶者の血族との關係をいふのである。親等とはその間の親疎遠近を示す標準であつて、親族間の世數を算して定められる。親族及び親等を表で示せば圖の通りである。



第五節 親子

親子關係

一 親子關係 血統に基く親族關係中、最も主要なものは親子の關係である。

實親子

親子の關係は第一に出生によつて生ずる。これが所謂實親子である。然し我が民法はこの生理的血縁のあるもの、みを親子とするものではなく、血縁のないものをも親子とする關係を認めてゐる。即ち繼親子、嫡母、庶子の關係及び養親子がこれである。言ひ換へれば親子には自然血族關係のものと、法定血族關係のものとがあるわけである。

血統による實親子には嫡出子、私生子、庶子の三種がある。嫡出子とは適法の婚姻關係によつて生れたものをいひ、私生子とはその他の夫婦關係によつて生れたもの、庶子とは父が私生子を認知

繼親子
嫡母
庶子
養親子

したものはいふのである。

前述せる如く繼親子、嫡母、庶子、養親子の關係はいづれも實親子とは違つて法の擬制による親子であるが、法律上は實親子と同様に認められてゐるものである。茲に繼親子とは父の後妻又は母の後夫と子との關係をいひ、嫡母、庶子とは妻と夫の庶子との關係をいふ。又養親子とは養子縁組によつて生ずる親子の關係をいふのであつて、我が國に於て民法が特に養子を認めてゐるのは、一家の斷絶を防ぎ祖先の祭祀を絶やさないため、即ち祖先崇拜、家名尊重の現れである。

親権

二 親権 親子の關係に於ては實親子なると否とを問はず、親が子を適當に教養し愛護することは、親にとつて愉快なことであると共に親の眞情でなければならぬ。それと同時に國家社會將來のために圓滿健全なる國民の一員をつくり、以てその進運に資す

るのは親の大なる務といふべきである。これ父及び母に對し、その家にある子の身分及び財産保護のため諸種の權利義務が認められる所以であつて、親權はその主なるものである。

我が民法が親權の内容としてゐる主要なるものは、次の通りである。

- (一) 未成年の子の監護教育をする權利義務
 - (二) 未成年の子の居所を指定する權利
 - (三) 未成年の子の兵役出願を許可する權利
 - (四) 必要な範圍内で子を懲戒する權利
 - (五) 未成年の子の財産を管理する權利
- 而して未成年の子又は獨立の生計を立て得ない子は、實子たると否とを問はず父又は母の親權に服さなければならぬ。尙親權を行ふ親が缺除せる場合に於ては後見が開始し、後見人

後見

が監護教育懲戒等親權者と略同一の權利義務を行ふことになつてゐる。然し、後見人と被後見人との間には自然の愛情を基礎とせる親子の間に於けると異なる所があるから、後見人は後見の事務に關して、後見監督人親族會の監督を受けなければならぬ點等に於て親權者と異つてゐる。

第六節 婚姻

婚姻の意義

一 婚姻の意義 民法上親族として血族と共に認められてゐる配偶者姻族は婚姻に基いて生ずる。即ち婚姻は終生の共同生活を目的とする一男一女の正當な結合であるから、従つて又、この婚姻を中心として新しい親族關係が結ばれるのである。

婚姻によつて成立した夫婦の關係は、社會的道德的の要求に合致せる共同生活の一形態であつて、これは終生變ることなき神聖且單一な永久的結合でなければならぬ。我が民法が婚姻が成

婚姻成立の要件

立するための要件を規定して、それに適つた夫婦關係をば法律上の婚姻として取扱つてゐることは、全くこの趣旨に基くものといふことが出来る。

二 婚姻成立の要件 法律上婚姻が成立するための要件を列擧すれば次の通りである。

- (一) 當事者間に婚姻をなす意思があること。
- (二) 男は滿十七年、女は滿十五年以上であること。
- (三) 重婚でないこと。(二夫一婦の制)
- (四) 近親結婚、即ち直系血族間、三親等内の傍系血族間、直系姻族間の婚姻でないこと。
- (五) 女は前婚の解消、又は取消の日から六箇月以後であること。
- (六) 姦通者間でないこと。
- (七) 男は滿三十年未滿、女は滿二十五年未滿のときはその家にあ



婚姻届の重要意義

婚姻の効果

る父母の同意あること。

家族が婚姻をするには戸主の同意を必要とする。然しこれは婚姻の絶対要件ではない。

(八) 市町村長に婚姻届をすること。

茲に注意しなければならぬのは、事實上婚姻關係が結ばれてゐても、その届出のなされない間は法律上婚姻と認められないことである。従つて夫婦は同姓を名乗り得ず、妻の地位は不安定であり、その子は私生子として取扱はれる等、種々の不都合を生ずる。故に婚姻届が重要なことを知らなければならぬ。

三 婚姻の効果 一度夫婦の關係が婚姻によつて生ずれば、相互に貞操の義務を負ひ、敬愛協力して、以て一家の團欒、和合を期すべきことはいふを俟たないことである。それと同時に夫婦關係は次に述べる如き種々の法律的效果を伴ふものである。

配偶者の選擇

- (一) 妻は夫の家に入り、入夫及び増養子は妻の家に入ること。
 - (二) 夫婦は互に同居し扶養の義務を負ふこと。
 - (三) 妻は法律上無能力者となること。
 - (四) 夫及び女戸主はその用方に従つて配偶者の財産を管理収益する權利を有し婚姻によつて生ずる一切の費用を負擔する義務を負ふこと。
 - (五) 妻は日常の家事に就いては夫の代理人と看做されること。
- かく婚姻によつて生ずる夫婦關係には種々な義務及び効果が附隨する。而して夫婦關係は既に述べた如く親子關係と並んで重要なものであり、且親族關係の中心である。従つてこゝに婚姻の重大なることを自覺して、我々は配偶者を選択するに當つては、年齢、血統、健康、學識、德望等のもとより、凡ゆる點に就いて慎重且周到に考慮しなければならぬ。

相續の二種

第七節 相 續

一 相續の二種 一家の戸主は死亡、又は隱居等の事情によつて交代が行はれる場合がある。家督相續とはこの場合に起るのであつて、家督相續人に戸主たる地位が移る身分相續をいふのである。この身分相續に對して我が民法は更に遺産相續と稱するものを認めてゐる。遺産相續とは家族たるもの、死亡によつて起り、その者の特有財産に關する權利義務が繼承せられる財産相續である。

家督相續と遺産相續との差異

かくの如く相續には家督相續遺産相續の二種あるが前者が身分相續であり、後者が財産相續である點から、家督相續に關しては本來の趣旨に基いて家督が特定の一人に繼承せられ、且法定家督相續人はそれを拋棄することが許されぬことゝなつてゐる。これに對して遺産相續に關しては、何等繼承せらるべき財産上の權

家督相續

利義務の存しない場合には相續は起らず、且相續人は特定の一人に限られず、又相續人の意思が認められて、何人と雖も相續の拋棄をなし得ること、なつてゐる點に著しい差異がある。

二家督相續 先づ身分相續たる家督相續が行はれる原因としては前述べの如く戸主の死亡、隱居等が挙げられる。元來家督相續は家の存續を計る目的を以て設けられた制度であるから、かくの如き原因によつて家督相續が行はれる場合には、第一に家督相續人は前戸主に代つて戸主たる地位を占め、一家の家族を統轄する戸主權を繼承すること、なるのである。従つてこゝに家と密接な關係を有する系譜、祭具及び墳墓の所有權が、當然家長の權利として家督相續人に繼承せられる。而して家督相續は身分相續ではあるが、家名維持、一家存續の經濟的必要から、戸主權の繼承と併せて前戸主の財産も亦家督相續人によつて相續せられることに

家督相續人

注意しなければならない。尤も前戸主は遺言によつて自己の財産を贈與したり、又隱居の場合には財産の一部を自己に留保したりすることを得るのであるが、これは家督相續人の遺留分を害しない限度内にのみ許されるのである。

遺留分とは被相續人が相續人のために必ず殘留しなければならない財産の分置である。民法は法定の推定家督相續人には被相續人の財産の二分の一、その他の家督相續人には三分の一を殘留すべきことを規定してゐる。

三家督相續人 かくの如く家督相續に於ては、前戸主の一身に專屬して他に譲ることの出来ないもの、例へば位階勳章終身年金の如きものを除いた以外の權利義務を包括して繼承するものであるが、その場合、家督相續人となるべきものに就いて民法は原則として長子相續制を採つてゐる。而して、家督相續人に就いては法定指定選定の三種が認められてゐることは次に述べる如くで

法定推定家督
相続人

ある。

第一順位の家督相続人としては、先づ法定家督相続人を挙げなければならぬ。民法がこの第一順位にある法定家督相続人は必ず被相続人前戸主の家族であり、且直系卑屬であることが必要であるとしてゐるのは、一家に於て重要な地位につく新しい戸主を先づ最も親密な、又最も深い關係のある家族に求め、以て家族の共存共榮を名實共に計らんとする家族制度的精神に基くものである。さりながら被相続人の家族たる直系卑屬といつても一人の場合は少く、多人數であることが通例である。又男女の別及び嫡出子庶子私生子の區別も存する。それ故に、民法は次の五つの標準を定めてゐる。

- (一) 親等の異なる者の間にあつてはその近い者を先にすること。
- (二) 同親等内では男は女に先だつこと。

推定順位

- (三) 同親等内の男又は女の間にあつては、嫡出子が先だつこと。
- (四) 同親等内では嫡出又は庶出の女は私生子より先だつこと。
- (五) 前四項の同じ場合には兄は弟に、姉は妹に先だつ如く年長者が先だつこと。

養子は家督相続に就いては養子縁組によつて嫡出子たる身分を取得した時に生れたものと看做されるのである。

承祖相続

尙茲に注意しなければならないのは承祖相続のことである。

これは親から子へ、子から孫へと戸主の地位が移ることの代りに、親から孫へと移るやうな場合であつて、第一順位の法定家督相続人となるべきものが相続の行はれる以前に死亡したり、又は相続権を失つた場合に、その家に在るその者の直系卑屬が家督相続人としてその者と同順位にて相続することである。例へば長男が死亡した場合に、その子は孫でありながら次子等より先だち、父た

る長子と同順位にて相続するやうな場合をいふのである。これは我が家督相続の原則ともいふべき、長子相続制より生ずる當然の歸結であるといふことが出来る。

法定の推定家督相続人に次いで家督相続人として第二順位にある者は、被相続人が指定したる指定家督相続人であり、第三順位にある者は家にある父母又は親族會が被相続人の配偶者兄弟姉妹等の中より選定したる選定家督相続人であり、第四順位は被相続人の家にある直系尊屬たる法定家督相続人といふことになつてゐるのである。以上の順位に従つても尙家督相続人を求めることが出来なかつた場合には次の順位として、被相続人の親族家族分家の戸主又は本家分家の家族もしくは他人より親族會にて選定した選定家督相続人を以て充てゐることを得るとしてゐるのである。

指定家督相続人

選定家督相続人

上述するところによつて、如何に民法が家族制度の根本ともいふべき戸主の地位を重大視し、戸主の缺除即ち絶家を防ぐために手段を盡してゐるか知られるのである。

遺産相続

四遺産相続 遺産相続は死亡した家族の特有財産に關する一切の權利義務を承繼する所の財産相続であるから、家督相続の場合の如く特定の一人だけが相続するものではなく、又必ず相続人がその家にあることを必要としない。即ち民法は第一順位の遺産相続人としては單に被相続人の直系卑屬と規定して同じ家にあると否とを問はない。たゞ直系卑屬でも親等の近いものが先だつことは勿論であるが、親等の同じ相続人が數人ある場合には男女長幼を問はず、相続財産は共同して相続し、同順位の遺産相続人として各自の相続分は平分されるのである。

遺産相続人の順位

但し同親等内にては庶子及び私生子の相続分は嫡出子の二分の一とされてゐる。

又被相続人は遺留分を害さない限度で相続分を遺言を以て變更することが出来る。

第一順位に當る被相続人の直系卑屬がない場合に民法は更に
(一)配偶者(二)直系尊屬(三)戸主を相続人として定めてゐる。

五相続の承認と拋棄 相続に關して注意せねばならぬのは、相続人は相続の單純又は限定の承認もしくは拋棄をすることが出来るといふ點である。

既に述べたやうに相続は權利義務移轉の效果を生ずるものであるから、相続人の意思の如何に拘らず無條件にて何人にも相続を行はしめようとするのは、性質上甚だ無意義なこと、いはなければならぬ。こゝに於て我が民法は相続人が無條件で相続を承認するか(單純承認)又は被相続人より相続によつて得た財産の限度内に於てのみ被相続人の債務及び遺贈を辨濟すべき旨の制限

相続の承認と
拋棄

を付して相続を承認するか(限定承認)乃至は相続を全く拋棄するかを、そのものゝ自由意思に委してゐる。但し法定の家督相続人のみは、家族制度の根本精神に基いてその相続を拋棄することの出来ないのは前述の通りである。

然し相続人の意思を認めるとはいへ、相続が單純承認か又は限定承認か、もしくは拋棄かを永く不確定の状態に置くことは社會的に面白からざることである。されば民法は相続の單純又は限定の承認もしくは拋棄の意思を表示する期間を定めてゐる。即ちその期間は自己のために相続の開始があつたのを知つたときから三箇月以内とし、更に進んでは上述の期間内に、限定の承認又は拋棄を相続人がなさない場合には、單純に承認をなしたるものと看做してゐる。

六遺言 相続の拋棄及び限定承認は相続人の意思を認めたも

遺言

のであるが、これに對して死亡したもの、意思を認めるものが遺言である。遺言は勿論生前に於てなされるが、效力を生ずるのはその者の死後である。而して滿十五年以上であり、能力者であれば何人と雖も遺言をすることが出来るのである。然し遺言は遺言者の眞意が正しく傳へられることが必要であるから、茲に民法は特別の場合を除いては、遺言は自筆證書公正證書又は祕密證書によらなければ無効としてゐるのである。かくして遺言者は遺言によつて自由に自己の意思を死後に於て實現させることが出来る。

特別の場合とは死亡の危急に迫つたもの、從軍中の軍人、軍屬、艦船中にある者等が特別方式によつて遺言することをいふ。

然るに茲に一の制限が見られるのである。それは遺留分の制度であるが、それは既に述べた所である。

第三章 一家の生計

第一節 家計と貯蓄

家計の意義

一家計の意義 我々が家庭生活を営むに當つて、精神的には一家が和合協力すると共に、物質的には一家の家事經濟を秩序立てて家庭生活の基礎を確立することは極めて大切であつて、家計とは一家の生計たるこの家事經濟をいふのである。我々は各種の職業に従事して所得を得、これを基礎として家庭の經濟生活を営む。されば家計には収入たる所得と、支出たる生計費とがあり、この兩者の調和を圖るのが家計の基本である。もし支出が収入に比し過大なれば、一家の經濟的基礎は動搖して遂には破綻をも招來するに至る。故に我々は先づ一家の収入を考慮して家計を秩序あらしめることが肝要であつて、入るを量つて出づるを制す」と

一家の收入

いふのは、實にこの家計上の原則を示すものである。

二 一家の收入 一家の收入の源泉となるものには種々ある。即ち地代利子の如く財産から生ずる財産所得や、賃銀の如く人の勤勞から生ずる勤勞所得又は利潤の如く財産所得たる性質と勤勞所得たる性質とを併せ有する混合所得がこれである。以上は直接生産に従事するもの、得る原生所得であるが、これに對して學者教育家藝術家醫師辯護士等の如く直接に生産に當らない者の得る派生所得がある。これ等はいづれも或は資本を提供し、或は勞力技能を提供して社會全般の活動に携る代償として所得するものであつて、一家の生計の基礎となるものである。

生計費

三生計費 以上の所得に對して我々が生活を營んでゆくために必要な種々の支出が生計費である。これは單に衣食住の如き生存に缺くことの出来ないもの、みでなく、或は子弟の教育、或は

勤儉貯蓄

修養娛樂のための支出更に財産や收入の高に應じてなすべき公共的負擔をも含んでゐる。各人の生計費は收入を基礎として、その地位身分職業等に相應した範圍に止むべきであると共に、或は消費組合や公設市場を利用し、或は習慣による冗費を省いて生活改善に努め、以て最少の支出により最大の満足を得ることを主義とすべきである。

四 勤儉貯蓄 一家の經濟的基礎を確立維持するためには收支の均衡を得ることが必要であるが、更に進んで家計の安全と向上を圖るには單に收支相償ふを以て満足すべきではなく、將來の必要をも顧慮して消費の節約を圖り、その剩餘を貯蓄するに努めなければならぬ。勿論貯蓄を行ふには忍耐と努力とを要する場合が多いが、相當の貯蓄を有することは個人生活に必要であると同時に、國家社會の立場からいつても亦大切である。蓋し個人の

貯蓄はこれを國家全體として見るならば、生産に必要とされる資本の成立増加となり、延いては國民經濟の健全なる發展を招來するからである。それ故我々は奢侈や浪費を戒め、勤儉力行して貯蓄することに努むべきである。貯蓄銀行、信託會社、信用組合等は貯蓄のために利用せられる機關である。

第二節 保 險

保險の必要

一 保險の必要 我々が生活を營む上に於て偶發的の災害に遭遇して生計の脅されることが尠くない。例へば一家の所得を齎すもの、死亡又は傷害疾病によつて所得の途が絶えたり、或は火災によつて家屋が焼失したりするやうな場合がある。このやうな場合に生活の安定を保持するには、平生の貯蓄だけでは不充分なことが多く、保險の力が必要となつて來る。

保險は實にこれ等の經濟生活上の不安に備へるため、罹災者の

保險の方法

蒙るべき損害を多數人が分擔する制度であつて、相互救濟の目的に基くものである。従つて保險によつて、我々の身體・生命・財産上の不測の危險に對しても損害填補の保證が與へられるのである。

二 保險の方法 保險は保險者（國家又は保險會社）と保險契約者との契約によつて保險金を定め、保險契約者は一定の保險料を一定の期日に拂込むことによつて成立する。而して契約で定めた特定の事故の發生によつて損害を生じた場合に、保險者はその契約の金額を保險金受取人に支拂ふものである。生命保險にあつては一定の年齢まで生存し、満期に達すればその保險金を支拂ふのが通例であるから、この意味に於て保險も亦貯蓄の一方法といふことが出来るのである。

保險の種類

三 保險の種類 保險はその目的によつて二種に分けることが出来る。一は人の生命の危險に對する生命保險であり、他は財産

上の損害に對する損害保險である。

生命保險に屬するものとしては終身保險養老保險生命保險徵兵保險等があり損害保險に屬するものとしては火災保險海上保險運送保險盜難保險等が挙げられる。

保險の組織

四保險の組織 保險は個人生活延いては社會一般の福利と平安にかゝはることが大であるから國家はこれ等の保險者に就いては確實且永續すべき財政的基礎を有する相互會社又は株式會社に限つてゐる。然し國家は一方自ら特に無資產者に生命保險を廣く利用せしめるため簡易保險を行つたり或は健康保險組合によつて勞働者のために健康保險の制度を設けてゐる。

尙この他に老後の生活資金の安全を計るために郵便年金がある。これは簡易保險と同じく國家が自ら行つてゐるものである。

第三節 財產

財產の意義

一財產の意義 一家の生計を立て、ゆくには、單に勤勞等の所得のみに依頼することは不安であるから、進んで貯蓄に努めて不時の變に備ふべきであるが、かくの如く所得を以て支出に宛て、その殘額を貯蓄したものが財産となるのである。

財產の種類

二財產の種類 財産を構成するものには幾多の種類がある。

我々の日常の生活資料たる食料品衣服等や家屋田畑等も財産であり、公債株券のやうな有價證券や現金預金等も財産である。然しこれ等のものを財産として我々が安全且自由に利用し得るのは、法律上財産權といふ權利がこれ等を保障してゐるからである。而してこの財産權には物權債權無體財産權の別があるから、財産も亦それに從つて物權的財産債權的財産無體財産に分けられる。

三物權的財産 我々が生活に必要とするものは主として外界に存する物である。この物を人が支配し得る權利が物權であつ

物權的財産

て、物權的財産は物權といふ權利によつて保障された財産である。物は法律上、有體物即ち形を具へて外界に存在するものに限られてゐて、これには不動産及び動産の區別がある。不動産とは土地及びその定着物といひ、不動産以外のものはすべて動産である。無記名公債證書、商品切手、電車回数券の如き無記名債權は動産たる證券と離すことの出来ない債權であるから、これも動産と看做される。

不動産・動産の區別が重要な意義を有するのは、物權を第三者に向つて確保するためには、動産に就いては引渡を要件とし、不動産に就いては登記の手續を経なければならぬからである。

物權の種類

物權には幾多の種類がある。それ等の中で最も完全且強大なのは所有權であつて、所有權者は法令の範圍内に於て、如何なる目的のためにも自己の意のままに物の使用收益及び處分をするこ

債權的財産

とが出来ゐる。所有權は自己の所有物の上に完全に存する權利であるが、更に他人の所有物を特定の目的のために制限された範圍内で利用し得る物權がある。これには他人の所有物を使用収益するのを目的とする用益物權と、債權の擔保のために他人の所有物の上に設定される擔保物權とがある。地上權、永小作權、地役權は前者に屬し、留置權、先取特權、質權、抵當權は後者に屬する。この他に人が現に物を所持支配してゐる事實、それ自體を保護する占有權があつて、物に關する社會の秩序が維持されてゐるのである。

四、債權的財産 財産の中には、それ自體に何等の効用はないが、他人に金錢を支拂はしめるといふやうな特定の行爲の請求權を表示した財産がある。株式、公債、社債等の有價證券や銀行預金、郵便貯金等がこれであつて、これ等は債權によつて保障され、債權といふ形式を以て保有される財産であるから、債權的財産といふ。

債権といふのは、特定の人に對して特定の行爲をなすべきことを請求し得る權利で、金錢物品の給付や勞働の給付をその内容とするものである。

財産としての債権に就いて重要な區別は、指名債権指圖債権及び無記名債権である。これは債権とそれを表示する證書との關係に就いて重要な意義を有するのである。

指名債権は債権者が特に何某と指名されたもので、債権とそれを表示する證書とは直接の關係がない。指圖債権は特定の人又はその人から指定された人を債権者とする債権で、それを表示する證書は裏書によつて譲渡される。無記名債権は債権者が何人であるか全く表示されてゐない債権で、これを表示する證書を離れてはその權利の存在を主張し得ないものである。

五無體財産 法律は發明著作等の智能的製作を保護して、その創作者創作者が獨占的にこれを利用し得るやうに無體財産權を認めてゐる。

無體財産

これには特許權實用新案權意匠權の工業所有權と、文藝美術等の著作物を保護する著作權がある。この無體財産權によつて保障された財産が無體財産である。

財産權の尊重

六財産權の尊重 前述した有體無體の財産は法律によつて個人の權利として認められるが故に、人はこれを自由に使用收益乃至處分し得るのである。このやうに法律によつて個人の財産所有權が確保せられてゐる制度を私有財産制度といひ、我が國に於ては憲法に所有權不可侵の原則が宣明せられてゐる。

私有財産制度は、營業の自由契約の自由自由競争等の經濟上自由の制度と共に現代經濟組織の基礎となつてゐる重要な制度である。即ち、營業の自由及び自由競争が認められると共に、私有財産制度が確立せられてゐる結果、人は生産事業に従事するときには熱心に事業の向上發展を計る。従つて勞働能率は大いに高まり、

生産の方法は著しく改良せられ、社會の富を非常に豊富ならしめるのである。又安んじて生活を營み得る結果、文化の發達を期し得られるのである。されば私有財産制度が單に現代の經濟社會の進歩發展のみならず、又文化の向上發達に寄與したことは甚だ大である。

私有財産制度は以上の如く社會の福祉を増進する原動力なるが故に確立せられた制度であつて、個人の私利私欲の保護を目的としたものではない。例へば最も強力且完全な物權たる土地所有權にあつても、法律は相隣地關係に關する規定を設けてその權利の限界を明にしたのみならず、土地收用法、鑛業法、河川法、道路法、市街地建築物法、その他風俗交通保健國防等の社會公共の利益に關する幾多の法令によつて種々の制限を設けてゐるのである。

されば財産を有するものは自己の個人的利益のみならず、社會

公共の利益を顧慮してこれを活用する責務を自覺すると共に、他人の財産に對してはこれを尊重して、共に社會の生産的活動の基礎を確立し、社會の福祉増進に協力しなければならないのである。

第四章 職業

一職業と人生 職業は人が社會生活に於て缺くべからざる責任の一つである。一定の職業を持ち一定の收入を得ることは一家の生計の基礎であり、一家の繁榮を齎す所以のものであるが、職業は單にそれに終るものではない。現在の社會に於ては後に述べるやうに職業が細かく分化してゐて、社會の各員は夫異つた種類の職業に従事してゐる。従つて、各人は相互に他人の勤勞に依存すること極めて緊密であつて、各人は相互の協力なくしては充分に生活を維持して行くことが出来ないのである。これを社會的な見地から觀るならば、全體の社會的生産の一部分づつが職業として各人の分擔する所となつてゐるのであつて、この點は一經營内に於ける勞働組織たる技術的分業と毫も異なる所はないので

ある。即ち社會に於ける職業は各種に分化してゐて、職業的分業が行はれてゐるのである。されば職業は單に個人生活の需要を充たすことを目的とするものではなく、同時に社會的分業によつて社會的生産事業に參與し、社會の福祉を増進するに寄與する所以である。

抑、我々が世の中に生活してゆくことの出来るのは、偏に國家社會の賜である。されば我々は單に一身一家のためばかりでなく、國家社會にも寄與貢獻するため、己に適する職業によつてその長所を發揮することが必要であるといはなければならぬ。直接に生活の資料を得る必要がないといつて、無爲徒食に暮らすことは人として恥づべきである。人の人たる生活は自ら働き、自ら生計を立て、以て國家社會に盡す所に存するのであつて、職業の人生に於ける意義は又こゝに存在する。

經濟の發達と
職業の分化

二經濟の發達と職業の分化 現在職業が限りなく分化してゐるのは、實に現代の經濟組織たる交換經濟の特徴をなすものである。人の社會的生活が未だ發達しない古代の野蠻蒙昧の時代には、概ね各家族内で自給自足經濟が行はれてゐた。即ち當時に於ては生活に必要な物資はこれを他に仰ぐことなく、すべて各家族内に於て自ら生産し自ら消費したのである。従つてこの時代には未だ職業的分業は起らず、單に一家族内或は一氏族内に於て長幼男女の別による分業が行はれてゐたに過ぎない。然るに世運が漸次開明に赴き、人間の欲望は複雑となるに伴つて、單に自己の生産物を消費するに甘んぜず、更に進んで他人の生産物を消費するに至り、頻繁に交換が行はれるやうになつた。これ即ち交換經濟である。而してかゝる經濟社會の發達につれて職業的分業は益々多岐に亙り、職業は農工商等の各方面に於て順次に専門化さ

營業の自由

れてゆく傾向を強めてきたのである。

三營業の自由 職業の分化を助長せるものに、營業の自由の原則が與つて力あることに留意しなければならない。近代の國家が認めてゐる主要なる經濟的自由には、營業の自由、契約の自由、自由競争等がある。中世に於ては、これ等の自由は多かれ少かれある制限の下に置かれてゐたが、近世の自由主義的思想が普及すると共に、國家は私人の經濟的活動に於て私人が自然に有する自由を保障するやうになり、現代交換經濟社會の基礎となつてゐる經濟上自由の制度を認めるに至つたのである。

四職業の選擇 かくて營業の自由が認められる結果、各人はいかなる職業なりとも公共生活の安寧秩序を害さない限り、その選擇は自由であつて、各人はその天賦の性質技能並びにその境遇に最も適した職業に従事することを得るのである。

職業の選擇

勤勞と研究

五 勤勞と研究　かくの如く職業の選擇は各人の自由に委されてゐる。従つて職業の種類は頗る多岐に亙るから、職業によつてその勞務も異なることはいふまでもない。即ち主として智能を働かすか、身體を働かすかによる精神的勞働と筋肉的勞働との別があり、又指揮命令する勞働であるか、これを執行する勞働であるかによる指導的勞働と執行的勞働との別がある。又特に熟練を要するか否かによつて熟練勞働と非熟練勞働とに分けられる。然し職業の生命は個人又は家族の生存を全うすると共に、社會の需要を充たす所に存する。故に苟しくも職業に従事するものが、勤勉にその職務を果すことは自分一個のみならず社會的にも必要なことである。

加之、社會が複雑となるにつれて産業は長足の進歩を遂げ、各種の職業は専門化科學化するやうになつた。言ひ換へれば、單に工

職業と道徳

業のみに限らず、從來主として常識と經驗によつて營まれてゐた商業農業等までが科學的に行はれることが必要となつた。茲に於て職務に携る各人は研究を重ねて發明工夫考案整理應用合理化等によつて、その能率の増進を圖ることは極めて重要である。かくして、こゝに社會的生産の能率を高め、一層完全に社會的分業の實を擧げ得るのである。

六 職業と道徳　職業が社會的分業であることは、これを他面より觀れば社會的協力協業であることはいふまでもない。従つて各人の分擔する職業は、その人一個人だけで獨立してゐるものではなくして、相互に依存し、相互に密接なる關係を有する社會的生産事業の一部分に他ならない。されば社會の各員が職務に忠實なるは、單にその人個人に關する道徳ではなくして、同時に社會の進歩、國家の隆昌に寄與する所以であることを知らなければなら

人と教育

ない。

第五章 教 育

一人と教育 人は生れながらにして圓滿な品性を具へ、社會の一員として恥しからぬ能力と技能を有するものではない。長ずるに従つて見聞を廣め自律自制することを知つて、こゝに社會生活に參與する資格を得るのである。教育はかくの如く未だ成熟しない社會の成員をして、善良有爲な國民にまで仕上げることをいふのである。従つて教育の目的とする所は社會生活に堪え得る體力を練磨し、智情意を圓滿に發達せしめて、個人として又社會の成員として理想的な人格を作り上げるにある。従つて教育は單に知識・技能の習得に局限されるものではない。知識・技能の習得はよく我々の個人並に社會生活の向上發展に寄與するもので

教育と文化

あるが、これのみにては未だ人の人たる所以を大成するに足りないのであつて、人が社會生活を一層助長發展せしめる目的に向つて、この知識・技能を用ひてこそ始めて教育の使命に適ふのである。されば誠實勤勉、忍耐克己等の個人道徳や、自治協同責任觀念、團體尊重等の社會道徳の養成も教育上重大な意義を有するのである。人が他の動物と異り偉大な文化を有する所以も亦實にこの教育の力にある。蓋し我々の今日有する文化は決して一朝一夕になつたものではない。人類は各時代に於て前代の文化を繼承し、更にこれを發展せしめて後代に傳承し、以て今や學問藝術に於ても技能技術に於ても、亦社會組織に於ても前代に見られない目醒しい發展をなし遂げたのである。而してかくの如き傳承と創造發展は一に教育の力によつてのみ可能である。されば一國一社會の文運の進展隆昌の基礎が教育の普及發達にあることは我々

家庭教育

が深く留意しなければならない所である。

二家庭教育 我々は家庭生活に於て社會生活の第一步を踏み出す如く、我々の教育は先づ家庭から始まる。蓋し人はいつにあつても人と人との接觸によつて何等かの知識を得、何等かの思想を學ぶからである。子供はその父母の性格を受けて相似た性質を有するのを常とするのは、實に家庭に於て不知不識の中に父母の性格に感化せられるが故に他ならない。

加ふるに人の幼年期少年期に於ける家庭生活より受ける印象は極めて強大であつて、この時期に習ひ覺えた習癖はその者の一生涯に亘つて甚だ微妙な影響を與へることは、心理學者の齎しく指摘する所である。

かくの如く家庭に於ける生活は善惡いづれにあつても、その子弟に影響を與へること甚大であるから、茲に最も周到な注意を以

学校教育

義務教育

て家庭教育が行はれることを必要とするのである。往時、我が國民は家風の顯揚を旨とし、庭訓を敷いて家庭は修養の道場たるの觀があつた。然るに近時學校教育の勃興と共に教育を學校に一任し、家庭はその責に與らないやうな情勢を馴致するに至つた。とは、慨はしいことである。家庭教育は父母共にその責に任じ、家庭の平和や秩序等、家庭生活の醸し出す雰圍氣による情操教育を主とするものであるが、特に婦人の責任は極めて重大といはなければならぬ。

三學校教育 一定の年齢に達すれば、人は家庭を離れて學校教育を受ける。學校は家庭に於ては困難な種々の設備を備へ、専門の指導者があつて、専ら教育の任に當るのである。

我が國民は滿六歳になれば小學校に入學し、六箇年の小學の課程を受けなければならない。これは我々國民に課せられた義務

であるが、他面より見れば國民すべてが尋常小學の教育を受ける權利を與へられてゐることを意味する。明治維新以前に於ては、塾や寺子屋がこの役目を果してゐたけれども、未だ國民一般に教育は普及せず、學問を受ける機會に乏しかつたのであるが、今や學制全く整ひ、津々浦々に至るまで小學校の設置せられない市町村はなく、國民はすべて學校教育を受けることが出来るやうになつたのである。義務教育は、道德教育及び國民教育の基礎、並びに國民として生活に必須な知識技能を授けるものであつて、人として又國民として必ず修得しなければならない課程である。

義務教育を卒へて、直ちに實業に従事する者のために實業補習學校があつて、職業の傍ら公民として必須のことや、職業に關することを學び得るのである。更に學問を續ける者のためには、中學校、女學校、實業學校等の中等學校がある。これ等中等學校を卒業

學校の種類

したものは、高等學校、高等商業學校、高等工業學校、高等農林學校、醫學專門學校、音樂學校、商船學校等の專門學校に入學して、更に専門の教育を受けることが出来る。この上進んで學術技藝の蘊奥を究めんとする者のために大學がある。

この他、教員を養成するものに師範學校、高等師範學校等があり、軍人養成のため、陸軍には陸軍幼年學校、陸軍士官學校、陸軍大學校等があり、海軍には海軍兵學校、海軍機關學校、海軍大學校等がある。

かくの如く學校の種類は色々あるが、いづれも社會生活に適應するための準備の場所であると同時に、それ自體が一の小社會である。されば學校生活に於て、我々は單に學術技藝を學ぶばかりでなく、この共同生活より自治協同の精神を修得しなければならぬ。かくてこそ我々は學校教育に於て社會の成員としての資格を與へられるのである。

學校生活

社會教育

四社會教育 人格の陶冶學術の研究は學校教育を以て終るものではない。我々の社會に於ける共同生活の過程は、それ自體教育であるといはれる。如く、人が社會生活を續ける限り、凡ゆる時、凡ゆる場所に、自己の知識技能の修練や人格修養の機會が存するのである。然し、特に學校以外に於ける各種の施設によつて人の受ける教育を社會教育といつて、その機關には博物館圖書館等の自修機關あり、青年訓練所青年團處女會等の修養團體がある。その他展覽會講演會講習會等も重要な社會教育の機關である。更に社會教育上の機關として新聞雜誌等の有力なことは無視するを得ない。蓋し時事に關する知識は多く新聞雜誌の類より得られるものであり、人は無意識の中にそれ等の持つ感化作用に影響せられることが少くないからである。従つて良き新聞雜誌類の選擇は極めて大切なこと、いはなければならぬ。

新聞雜誌

第六章 神 社

社

敬神崇祖

一敬神崇祖 我が國に於ては、血統を重んじ家名を尊重し祖先を崇拜するのは古來の美風である。これは我が國民性の然らしめる所であつて、我々が父母の慈愛の下に感謝の生活をなし、父母を敬ふのは自然の人情であり、これを推して更に父母の父母を拜し、祖先の祖先を尊崇するのは當然のことである。

我が國は既に述べたやうに、建國の始めから天皇を家長と仰ぐ一大家族を形成し、家は國の小なるもの、國は家の大なるものである。而して畏くも天祖の嫡孫にまします萬世一系の天皇は我々臣民の御本家に當らせられるから、臣民が天祖を拜し、天皇を拜することは、即ち我々が祖先を拜すること、變りはないのである。故に家に於て孝を盡せば國に於ては忠となり、現在の父母によく

事へるのは孝であり、過去の祖先に奉事するのは祭祀である。茲に忠孝は一致し、孝道と祭祀とは歸一し、敬神は尊皇の大義と共に我が國體の精華、國民道德の根底をなすものである。

かくして皇室を中心とし、臣民が統一團結して以て國運の進展に力を盡して來たのであつて、その間、皇祖、皇宗を初め奉り、皇室國家並びに一地方に對して、功績偉業の顯著であつた人々は決して少くなかつたのである。我々が今日あることを得、我が國が光輝ある二千數百年の歴史を保持し、併せて將來の發展と隆盛を期し得られるのは、蓋しこれ等の諸神に負ふ所が多いといはなければならぬ。されば我々がそれ等の偉業功績を追慕して神と仰ぎ、報本反始の至誠至情を盡してその恩恵を謝することは當然であつて、これ等の神々を奉祀した神社に尊崇敬事の誠を致すことは、國民のなさなければならぬ所である。而してこの觀念も亦古

神社

神社の種類

代から傳はり、敬神崇祖は實に我が國民特有の美風をなして來たのである。

二神社　かくの如く我が國に於ては敬神崇祖の信念は國民の美風とされて來たのであつて、社殿を造り境内を設けて、神明を奉祀し、一般國民の崇敬の對象となしたものが神社である。即ち神社は家に在つて祖先を祭るために、祭壇を設け崇祖の誠を致す所とするのと同じなのである。皇太神宮は天照大御神を祭祀し奉る至高至重の神社であり、橿原神宮或は明治神宮、熱田神宮の如きは皇宗を奉祀した神社である。その他談山神社、藤原鎌足、北野神社、菅原道真、淡川神社、楠木正成、藤島神社、新田義貞、豊國神社、豊臣秀吉の如く、又は靖國神社の如く皇室國家に功勞の大であつた人々を奉祀した神社があり、藤樹神社(中江藤樹)、二宮神社(二宮尊徳)の如く偉人を祀る神社がある。又氏神は氏族の祖先として、産土神は

皇室と神社
社格

郷土の守護神として神社に祀られ、かくして神社の数は決して少くないのである。これ等の神社に奉祀せられた神々は、皇室の御先祖や皇室國家並びに一地方に對して功績偉業の著しかつた方であつて、いづれもその恩澤餘恵を萬世まで垂れられ、國家の基礎を磐石の重きに築き上げられたのである。神社が我が國體に密接な關係を有する制度であるのは、こゝに起因する。されば皇室に於ても神社の祭祀を重んぜられ、尊崇の誠を致し、又神社の祭祀は國家の祭祀とされるが、特に至高至重の神社である皇太神宮の奉齋は天皇御躬らなされ給ふのであつて、祭主は特に親任とし、皇族もしくは公爵を以てこれに任じ、大御手代として奉齋し、祭事を管理せしめ、皇室自ら範を示されてゐるのである。

前述の如き多數の神社には、その由緒によつて社格といふものがあつて、それによつてそれぞれの資格を示すと共に、皇室國家の

神社と國民

奉齋することを異にするものである。即ち社格には官社と諸社とがある。官社は更に官幣社國幣社に分ち、各、大中小の三等級があり、更に別格官幣社を加へる。諸社は府縣社郷社村社に分たれる。官國幣社の別は、官幣社はその例祭に際して皇室より幣帛を共進せられ、國幣社は例祭には國庫より幣帛を供進せられるのである。

神社の中には社格のないものがある。これは無格社といはれ、皇室はもとより國家の認定を得てゐないものである。

かくの如く神社に對して皇室國家までその祭祀を重んじ、尊崇の誠を致すのは、蓋し國體に淵源するものであるからである。下國民に至つては國家の一員として、又恩澤餘恵を蒙るものとして、感恩反始の誠を盡し、神社に對して尊崇をなさなければならぬのは、いふまでもない。こゝに神社存在の根本義がある。而して

我が國民道德の基礎はこの敬神崇祖にあるのであるから、我が國家の今後の發展もこの上に立つて初めて期し得られることを知らなければならぬ。

第七章 宗教

宗教心

一宗教 人の生活は常に順調に何等の障害もなく過ぎ行くものとは限らない。時には天變地異のために一朝にして畢生の辛苦を破壊せられ、時には何の悲しみも知らなかつた家庭に於て近親者が忽然と長逝し、或は洋々たる大志を懷いて病床に臥す身となることがある。このやうな場合には、自然のはかり知れない偉大な力や、冷酷な運命の力に壓倒せられて、人の無力さが切實に感じられ、宇宙にはすべてを支配する絶對な力があつて、我々のすべての運命はそのもの、意志のまゝに左右せられるやうに思はれ

宗教の本質

るものである。かくしてこの絶對なるものを信仰し、その力によつて煩悶苦難を救はれたいと願ふとき、こゝに宗教心が生ずるのである。而して一度この絶對者に歸依すれば人の苦惱は去つて、安心立命を得ることが出来る。このやうに信仰の力によつて安心立命を得る道を説いたものが宗教である。

されば宗教の本質は超人格的な絶對なるものへの信仰である。即ち人に正邪眞僞善惡美醜の判断がある以上、正の極致眞善美の極致なる完全無缺の絶對的なものに全く歸依し、身心の全部を捧げてそのもの、意志に服従するのである。この點に於て宗教は前に述べた神社とは甚しく意味を異にするものであつて、神社は我が國の基礎を固め、國家發展に功蹟のあつた我々の實在の祖先を神として崇敬するもので、人間を超越した絶對者に信仰するものではないのである。

宗教の種類

絶對者たる神を信仰する根源は同じであつても、その教義や儀式の様式は一樣でなく、その異なるに従つて種々なる宗教宗派が存するのである。現在我が國に行はれてゐる主なる宗教には教派神道、佛教、基督教がある。

教派神道は建國の偉大な理想を基とし、國家の基礎を固められた神祇を崇敬し、我が國家の無限の發達を祈念する純神道より由來したものであるが、或は神佛習合の説を受けて宗教類似行爲をなし、又祭祀の主旨も過去の謝罪、未來の冥福を祈るに及んで完全に宗教化するに至つたものである。教派神道はその教祖によつて種々なる教派に分れてゐる。即ち、黒住教、金光教、天理教等の神道十三派がこれである。

佛教は印度の釋尊によつて創められた宗教で、古く中央亞細亞支那に弘まり、百濟を経て欽明天皇の御代に始めて我が國に渡來

したものである。佛教は我が國に渡來の後著しく日本化され、種種の宗派を生むに至つた。即ち、法相宗、華嚴宗、天台宗、眞言宗、融通念佛宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗、時宗、黃檗宗等に分かれ、現在我が國に於て最も多數の信徒を有する宗教である。

基督教はユダヤの耶蘇基督が創始した宗教であつて、歐洲に廣く布教され、我が國には足利時代に既に渡來したが、徳川時代には禁制されて信徒は非常な迫害を受けたけれども、明治以後禁制撤去と共に復活するに至つたものである。

二 信仰の自由 信仰は人の内的生活であるから、これを外部から強制することは究極に於て不可能である。過去に於て政治と宗教が未だ全然分離されてゐない頃は、國家の權力を以て人民に一定の宗教を強制する國教制度が行はれてゐた國も存在した。近世の諸國に於ては概ね信教自由制度が採用されて、宗教の信仰

信仰の自由

は各人の自由に委せ、國家はこれに干渉しないのを主義としてゐる。我が國に於ても憲法に於て信教の自由が保障せられ、各人は自由に如何なる宗教をも信仰することが出来る。然し宗教には儀式禮拜等の行爲が伴ひ、又寺院教會説教所等を設けて宗教の宣傳や會合が行はれることが通例であるために、公安に影響するとは少くない。加ふるに宗教の教義は本來世界的普遍的なものを通例とするために、國家觀念を超越したものが多し。殊に低級な宗教にあつては迷信を流布して個人や社會を毒するものもあれば、又神に對して各人は無差別なることを強調するあまり、團體の觀念と全く相容れざるものもなしとしない。されば憲法の規定に於ても、我々は安寧秩序を妨げず、又日本臣民たるの義務に背かない限りに於て、信教の自由を有するものであることを、深く銘記しなければならないのである。

第八章 公安

第一節 警察と公衆

序
共同生活と秩序

一 共同生活と秩序 我々が共同生活を營んでゆく上に最も必要なのは、我々が安全に生活をするといふことである。而してそのためには公共の安寧、風俗、衛生、交通等社會生活の凡ゆる方面に互つてその秩序が保たれなければならない。社會に於ける秩序の維持は共同生活に對する各人の自覺に俟つ所大であるけれども、更に國家の權力によつて社會秩序の亂れるのを防ぎ、社會生活を破壊する如き障害を除去する必要があるのはいふまでもない。即ち必要あるときは強制的手段を用ひても個人に社會の秩序を維持せしめ、又それを破壊するやうな行爲を行はさない國家の權力があつてこそ、我々は安心してその共同生活を營むことが出来る。

るのである。かくの如く社會公共の秩序を維持するために存する國家の作用が警察であつて、これは法規に基いて個人の自然の自由を制限するものである。

二警察と公安 我々は憲法によつて所有權の不可侵や言論集會結社の自由等を保障されてゐるのであるが、この權利を享け又行使するには社會公共の秩序に適合すべきであつて、これに反するものは警察上の制限を受けなければならない。又我々は種々な經濟上の自由を國家から保障されてゐるのであるが、營業の自由契約の自由自由競争等も絶對的なものではなく、これが公共の秩序に影響する限りは警察によつて制限を受けるのである。例へば一定の營業については警察の許可を必要とし、開業の醫師は診察治療の需に應ずべき義務を有し、幼年労働者の使用には制限があるが如きである。かくの如く警察は社會公共の秩序維持を目

警察と公安

的とするものであるから、直接に公共生活に影響のない私生活の範圍には干渉しないのを原則とする。然し私生活に於ても直接社會に影響を及ぼす處のあるときは、その干渉を受けるものである。即ち防火衛生等に關しては、私宅内の生活と雖も警察の干渉を受けるやうなのがそれである。

三警察と公衆 以上述べたやうに警察の作用は我々の社會生活一般に互り直接に關係があるから、警察と公衆とは最も密接な交渉があるのである。而して國家の重要な權力として警察權の存する所以は、一に我々の共同生活を安全に營み、社會の存立及びその健全な發達が人力或は自然力によつて障害されないのを目的とするものであるから、我々はその目的を達成するために警察の命令に遵由するのは勿論、進んで警察權が容易に行はれ得るやうに官民一致するの覺悟がなければならぬ。

警察と公衆

共同生活と災害

第二節 災害防止

一 共同生活と災害 我々が營む共同生活は、國家の作用に加ふるに各人の自覺によつて安全を期し得られるものである。然し往々天變的に災害が突發して、そのために我々の共同生活が脅かされることは少くない。この場合に當つてその災害を最少限度に止め、共同生活の障害を最も少からしめることは極めて重要なことである。

災害防止

二 災害防止 警察の事務は社會生活のすべてに就いて公安を維持するために執られるものであるから、この災害防止に對しても力を注いでゐるのは勿論である。即ち水火災の警戒防禦をするために特定の府縣には消防署を置き、その他には消防組を置いて災害の防止をしてゐる。

然しそれよりも重要なのはたとへ如何なる災害にあつても出

個人衛生と公衆衛生

第三節 公衆衛生

來得るならばそれを未然に防いで、毫も共同生活の上に障害を來たさしめないことである。例へば火災による損害の如きは年々莫大なる額に達し、共同生活に不安を與へることが少くないのであるが、多くは各人の注意力の不足から起るものである。又風水害や地震の如き天變地異に對しても平常怠らず注意する所があれば、たとへ不可抗力とはいへ共同生活の障害を少くすることが出来る。従つて或は水害豫防組合を組織し、或は治水砂防等の工事によつて災害の絶無を期し、以て公安を維持することは必要である。

一 公衆衛生 我々は個人であると共に社會人であることは、既に繰返し述べた通りである。従つて衛生に關しても、個人衛生ばかりでなく、社會相互の安寧と福利を増進させる公衆衛生にも注

意を怠つてはならない。然し前者が対象を個人の保健に置くのと異つて、後者は集團生活の保健であるから、その目的達成には幾分完全を期し難いのは當然である。

これがため公衆衛生に就いても個人にのみ放任することなく、國家市町村等もそれぞれ或は法令を制定し、或は施設を置き以てその目的實現に力を添へてゐるのである。即ち傳染病に對しては、その豫防及び撲滅を期するため特別の法規を設け、又一般國民の健康を保全するためには飲食物嗜好物及び飲食品に關する取締を設け、清潔方法消毒方法の施行建築の検査の如き家宅に對する強制をも行つてゐる。この他直接には傳染病院又は隔離病舎の如き、又健康相談所、研究所等が設置せられて國民一般の健康保持のために當つてゐるのである。

二公衆衛生と公德心 然し、かくの如き方策施設が多數に存在

公衆衛生と公德心

するも結局は各人の衛生公德心に俟たなければ公衆衛生の目的を達成することが困難なのはいふまでもない。故に傳染病の傳播は共同生活を營むもの、共同責任であり、公衆衛生の進歩は各個人の衛生公德心によることが大であることを思つて、各人は個人衛生に周到綿密であるやうに、公衆衛生に注意を怠らないことが必要である。又進んでは公園の如き公衆保健のために存する施設をも尊重しなければならない。

第九章 地方自治

第一節 地方自治の沿革

我が國に於ては、地方自治が上古より行はれてゐたものである。否かは議論のある所である。中世に於て漸く比隣團體たる小自治體が發達したやうであるけれども、自治制史上に於て重要視

地方自治の沿革

せられるのは徳川幕府時代からである。即ちこの時代に至つて漸く村や町の自治が組織立ち、庄屋名主等町村の吏員は概ね町村人民の中から任じ、町村行政を處理せしめると共に、村には百姓寄合を置いて、村民の利害に關する事件に就いて協議せしめたのである。

この状態は明治維新の後にも暫く續いたけれども、廢藩置縣の後市町村制度改革の第一着手として、庄屋名主等が廢され、正副戸長が置かれた。然し地方自治が稍近代の形態をとるやうになつたのは、帝國議會開設の準備として先づ地方議會を開き、以て地方人民の自治精神を涵養するため、各府縣に府縣會を組織する府縣會規則並びに地方稅規則の制定せられた明治十一年に始まるのである。續いて郡區町村編成法を發布して府縣の下に於ける區劃を定めたが、明治二十一年新たに市制町村制が制定せられた。

次いで二十三年府縣制郡制が制定せられて、郡に於ても完全な自治行政が行はれることとなり、地方自治制は漸く完成の緒に就いたのである。

その後、市制町村制は勿論、府縣制に就いても屢、一部的もしくは全般的に改正が行はれたが、郡は自治團體としてあまり活動してゐないといふために、大正十二年遂に郡制が廢止せられた。従つて郡は以後全く地方團體たる性質を失ひ、内地の地方團體はいづれも一樣に府縣と市町村との二級制度をなすやうになつて現在に及んでゐる。又市制町村制が制定せられたときには、北海道沖繩縣及び特定の島嶼には施行せられなかつたけれども、その後北海道沖繩縣に於ける區制廢止と共に市制が適用せられ、沖繩縣に於ては町村制も適用されるやうになつた。

ここに注意すべきは、明治二十二年に東京大阪京都の三市には

特別市制が定められ、普通の市制に對する特例が設けられたことである。これによれば市長の職は府知事、市助役の職務は書記官をして行はしめることゝなつてゐたのであるが、それは却て自治権の一部を奪ふ結果となつたから、明治三十一年に至つて終に特別市制が廢され、これ等の三市にも普通の市制が施行されるやうになつたのである。

第二節 地方自治の精神

自治の精神

一自治の精神 我々が營む社會生活は相互に人格を尊重し、社會の秩序を維持して平和と幸福を望み、共存共榮を圖る所にその意義と目的が存する。蓋し我々は個人であると共に社會の成員であるからである。個人の生活は直ちに社會に於ける生活としてその影響するところは極めて廣い。而してこの意義と目的に適ふ圓滿幸福なる生活を期するには、一に各人の自治の精神に俟

たねばならないのである。

個人道徳としての自治の精神は自らの意志に基いて自己のことを處理してゆくのを本旨とする。然し社會生活に於ける自治の精神は單に自發的に自己のことを處理するのみならず、社會公共のためにも協力互助の精神を以て盡すことを意味する。即ち、他より強ひられず、又他に依頼することなく、自ら進んで事を善處する自立自營の精神、各人互に協同一致する精神、社會正義のために盡す公共心が自治の根本義である。

我々はこの自治の精神を自覺して共同生活の發展向上を圖るべきである。社會生活を營む各人が協同一致して公共のために盡すとき、始めて社會の安寧・福利が望み得られるのである。

二地方自治制度 この自治の精神は行政の範圍にも及び、我が國の地方行政はこの精神に基いて行はれてゐる。即ち國家の直

接の統治たる官治行政に對する地方の自治行政である。

元來、國家は自ら行政を行ふものであるが、それと同時に國家内のある團體に人格を認め、それに委任して團體に關する行政を行はしめてゐる。この場合にはその團體は國家から委任せられた範圍内に於て統治權を有し、獨立の地位を保つて團體の行政に當るものであつて、かゝる團體を自治體と稱する。自治體は法律上の人格者、法人であつて、團體自身の意志を有し、外部にその獨立の存在を認められ、又自己の機關によつて自ら活動するものである。この目的を達成するために國家は自治體に特定の機關を作らせ、更にその團體の構成員をしてこの機關の決定事項に服従する義務を負はしめ、以て自治體行政の完全を期してゐる。

三 地方自治制度の精神 國家がかゝる自治制度を設けた所以は、地方に於けるそれぞれ固有の風習、特殊な事情を顧慮して、その

自治體

地方自治制度の精神

利害と密接な關係を有する同一地方の住民のため適切な政治を行はしめんとするにある。それと同時に古來我が國に存する隣保團結の美風を發揚せしめ、鄉黨相扶け、協同一致して地方公共の事に任じ、その福祉と利益の増進を圖らしめ、併せて地方經濟の獨立並びに發展を、その地方住民の自治精神に俟たんとしたのに他ならぬのである。而して、更に一般住民に自治協同の精神を振興せしめ、公共心の覺醒を促し、政治的活動を理解せしめんとする目的をも有するのである。

この地方自治の制度は實に立憲制度と共に我が國に於ける政治の特色であつて、自治制の運用如何は自治體の發達に關するのみならず、又我が國運の隆昌にも大なる影響を及ぼすのである。故に我々國民はこの自治の精神を自覺し、自治行政に關する理解と訓練とによつて自治體の圓滿なる發達を圖り、以て國運の發展

地方自治體の
種類

を期すべきである。

四 地方自治體の種類 自治體はまた公共團體ともいひ、現在に於ては地方團體に市町村府縣の兩者がある。これ等はいづれも一定の土地と一定の住民とを基礎として、その公共事務を自ら處理する團體であつて、市町村は下級に位し、府縣は上級に位する。而して府縣は直接國家の監督に服し、市町村は第一次に府縣第二次に國家の監督を受けるものである。然し市町村は自治の範圍最も廣汎に互り、その主たる事務は全く公民の構成する機關によつて處理せられ、國家の監督の下にあるといふも、國家の官吏によつて取扱はれるものではないのである。

第三節 我が郷土

一 我が郷土と地方自治制 我々はすべて郷土に對して愛着の念を懷くことは、我々が家を受する情と等しく自然の人情である。

我が郷土と地
方自治制

然し我々が家を受するといつても、これに適當な行爲が伴はないならば、それは眞に愛してゐることにはならない。同様に郷土に對しても郷土のものとして行ふべきところを行はないならば、それは事實に於て郷土を受さないものといはなければならぬ。一家にあつては家庭の人がすべて各々異なる地位を自覺してその分を守り、共存共榮の實を擧げ、併せて一家の隆昌を招來せしむる所にその本分がある。而してその務を果すことが事實に於て家を愛することゝなるのである。郷土にあつては各人がそのなすべきことを自覺して郷土の福利安寧を圖ると共に、進んでは積極的にその利益の増進に努めることが郷土を受する所以である。殊に現在に於ては既に述べたやうに地方自治制が布かれて、その運用は一にその地に住むものゝ手に委ねられ、隣保郷黨相扶け、以てその本旨の發揚が期待せられてゐるのである。従つて何人も

郷土の自治行政に無關心でなく、たとへ間接なりとも郷土の開発発展に力を致すことを自己の責務とすべきである。況んや自治體の成否を直接決定する公民の責任は更に重且大なりといふべきである。されば自己の郷土を愛し、その開發發展を熱望するものは市町村の現在將來のすべてが郷土のもの、双肩にかゝつてゐることを自覺して、各自協力して自治制の實を擧げることにならなければならない。

愛郷と愛國

二愛郷と愛國 この愛郷心は擴充して愛國心にまで及ぼすことが出来る。何となれば家が國家の構成要素となり、社會の基礎となるやうに、各人の郷土がすべて集つて地域的に一の國家を形成してゐるからである。

我々は市町村の構成員としての種々な務の他に、直接に國家の臣民として盡すべき多くの務を有する。光輝ある歴史を有する

國體を維持し常に皇室を尊崇し國憲國法を遵奉し、兵役と納税の義務を果すべきことは、即ちその一例に過ぎぬ。更に一旦緩急あれば義勇公に奉ずることはいふまでもない。然し市町村の構成員としての務と直接國家の臣民としての道とは全く別個のものとして存在するのではない。されば、もし我々が郷土に盡すべき道のみを知つて國に奉ずること薄く、又は國家をのみ愛することを知つて郷土を愛すべきことを知らないならば、矛盾も甚しきものといはなければならない。

郷土を愛するものが又その地の歴史の探究を怠らず、その歴史を尊重すべきことは必要であるが、我が國は萬世一系の天皇の統治し給ふ國であり、臣民は君に對しては忠親に對しては孝なるを以て道德の根幹となし來つたことは、國を愛するもの、必ず忘却してはならない點である。この歴史の基礎の上に立つてのみ我

が國家の今後の發展と隆昌は期し得られるのであつて、これは郷土の歴史を重んじ親しむことによつて更に助長せらるべきことはいふを俟たない所である。

愛國心は愛郷心の擴充なりとは、畢竟我々が郷土の民であり、又直接國家の一員であることに就いて背反すべき務が存在するものでないことを意味する。我々は自己の郷土の歴史を重んじ探究することによつて、我が國家の精神的基礎に到達することを得べく、又我々の居住する地方が各人の協力によつて自治の本旨を發揮し、以て福利を増進し民力を養ふことは、即ち國家の富強と繁榮をば招來する所以であることを信じて疑はないのである。

第十章 市 町 村

第一節 市町村の自治

社會生活と市町村

一 社會生活と市町村 我々が社會生活を營む上に先づ緊密な關係を有するのは市町村である。即ち人は生れると直ちに市町村に出生の届出がなされ、長ずるに従つて種痘教育等を市町村に於て受け、婚姻も亦市町村に届出することによつて成立し、更に市町村の種々なる事業及び施設によつて一生、生活上に限りなく利益と福祉とを享けることが出来るのである。

市町村の構成

二 市町村の構成 市町村はその區域内に住所を有するものが、その土地を基礎とし、自治權によつて結合して居る團體である。即ち市町村に就いて特に我々が知らなければならぬのは、前章に於て述べたやうに、それが自治による地方團體なることである。市町村の區域は一面に於て又國家の行政區域をなすものであるが、この區域内に於ける國家の行政事務に就いては特に行政官廳を置かず、市町村の機關たる市町村長に委ねてこれを行はしめて

市町村の自治

ゐるのである。

三市町村の自治 市町村の自治権の範囲は最も廣く、市町村はその公共事務を處理するための機關を自ら選任し、又國家から委任された範圍内に於てはその住民の權利義務を規定する市町村條例や、營造物に關し使用關係を規律するための規則を自ら制定することが出来るのである。さりながら、市町村の自治も亦國家統治作用の一部であるから、國家の監督を受けることはいふまでもなく、市町村は第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受けてゐるのである。

市町村自治に對する國民の義務

市町村の自治制は立憲政體と共に最も進歩した制度であつて、自治の精神を基礎として各人の人格を尊重するものであるから、我々は自治制の本旨を體し、自治の精神を發揚して自治體の目的達成に努むべきである。

第二節 住民と公民

住民の意義

一住民 市町村の内に住所を有するものはすべて市町村の住民であつて、これは内國人、外國人の別なく、又自然人たると法人たるとを問はない。然し住所といふのは各人の生活の本據を指すものであるから、一人一個所に限られ、同時に二つ以上の市町村の住民たることは認められない。従つて人が旅行等によつて他所に滞在してゐるやうな場合は、生活の本據と看做すことは出来ないから、滞在者はその市町村の住民ではない。然し市町村の行政は、すべてその區域内にあるものに對して何人を問はず行はれるのであるから、たとへ一時の滞在者と雖も、これに服さなければならぬのは勿論である。

住民の權利義務

市町村の住民は、當然自治權に服従する義務、及び市町村の負擔を分任する義務を負ふと同時に、又その市町村に屬する財産及び

營造物を共用する権利を有するのである。然し更に重要なことは、住民の資格が公民権の基礎となることにある。

二公民 市町村の住民の中特に一定の資格を有する者は、公民と稱され、この公民たる資格を公民権といふ。公民としての要件は、(一)帝國臣民にして年齢満二十五歳以上の男子たること、(二)二年以來市町村の住民たること、とされてゐる。

然したとへ以上の要件を具へた者でも、法定の原因除斥原因の存する場合は、公民たる資格がないのである。

法定の除斥原因とは、

- 一 禁治産者準禁治産者。
- 二 破産者であつて復権しない者。
- 三 貧困により生活のため公私の救助を受け又は扶助を受けてゐる者。
- 四 一定の住居を有しない者。
- 五 一定の刑に處せられた者。

公民・公民権
公民たる要件

公民たることを得ない者

公民の權利義務

公民権の停止

又別に陸海軍の軍人で現役中の者及び戦時又は事變に際して召集中の者は市町村の公務に參與することが出来ない。然しこれに反して市町村長助役市參與の地位にある有給吏員は公民の要件を具へなくとも、在職中はその市町村の公民として認められるのである。

公民は普通住民の有する權利義務の他、その資格に伴つて特定の權利を有し義務を負ふものである。即ち公民は後に述べる市町村會議員の選舉に參與し、その名譽職に選舉せられる權利を有し、且市町村の名譽職を擔任する義務を負ふのである。而してこの義務は特別の事情がある場合を除いては免かれることの出来ないものであつても、し正當の理由なくして名譽職の當選を拒辭し或はその職を辭し又その職務を實際に行使しないときは、公民権を停止されることがあるのである。

名譽職とは職務に要する費用の辨濟を受ける他、一定の給料を受けることのない公職である。

公民権の尊重

名譽職擔任の義務を免かれる者は、

一 疾病にて公務に堪えない者、

二 業務のため常にその市町村内に住居することを得ない者、

三 官公職のため市町村の公務を執ることを得ない者、

四 四年以上名譽職市町村吏員市参事會員市町村會議員の職に任じ爾後四年を超えない者、

かくして公民のみが市町村の意思を決定すべき市町村會の議員を選舉し、或はこれに選舉せられることによつて、市町村の自治に參與し得るものであつて、この公民の資格たる公民權は、日本臣民が均しく憲法によつて與へられた重大な權利である。故に公民たるものはその議員の選舉に際し、自治公共の精神に富み、清廉潔白にして名譽を重んずる人を選ぶべきであり、又選ばれた者は協同の精神を以て公共のために盡す覺悟がなければならぬ。

第三節 市町村會

市町村の機關

組織

一 市町村會の組織 市町村がその自治行政を行ふためには、住民一般の自覺に俟つこと大であるが、すべての住民が直接に自治行政に當ることは出来ない。故に特定の機關を設けてその目的を達成せんとしてゐる。即ち、その機關の一つは以下述べる市町村會であり、他は後に述べる市町村長であつて、兩者共に市町村の自治制度上重要な地位を占めてゐるのである。

市町村會の組織
市町村會議員の選舉

市町村會は市町村住民の代表者たる市町村會議員を以て組織された議決機關である。市町村住民がその代表者たる市町村會議員を選ぶのは、現行制度に於ては選舉の方法による。而して市町村公民のみが選舉權を有すると同時に被選舉權を有するのであるから、市町村會議員は必ず公民たる資格を有つてゐなければならぬ。市町村會議員はいづれも名譽職であつて、任期は四箇年である。

選舉權は市町村公民のすべてが有するものであるが、公民権停止中の者及び現役もしくは召集中の軍人はこれを有さない。又選舉權を行使するには選舉人名簿に登録せられてゐることを必要とするものである。被選舉權は選舉權を有する市町村公民が原則として有する所であるが、在職中の検事、警察官吏及び收税官吏はこれを有せず、又選舉事務に關係ある官吏及び市町村の有給吏員は、その關係區域内に於て被選舉權を有さないのである。

市町村會の權

二市町村會の權限 市町村會は、市町村の意思を決定する議決機關であるから、その主要なる權限は議決をなすことに存するのはいふまでもないが、その他、選舉をなすこと、市町村行政を監査すること等もその權限に屬してゐるのである。稍詳細にその權限を説明すれば次の如くである。

議決權

(一) 議決權

市町村に關する事件、及び法律勅令によりその權限に屬する事件は、すべて市町村會の議決を経なければならぬ。その

選舉をなす權

重要なものは、(イ)市町村の條例並びに規則を制定或は改廢すること、(ロ)歳入歳出の豫算を定め、決算報告を認定すること、(ハ)法令に定むるものを除く外、使用料、手数料、市町村税等の賦課、徴集に關すること等である。

(二) 選舉をなす權

市町村會は法律勅令によつて市町村長、市會議長その他主なる市町村吏員等を選舉する。

監査權

(三) 市町村行政の監査をなす權

市町村會は、市町村の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、又市町村の執行機關たる市町村長の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納の檢査をなすことが出来る。

市參事會

市參事會の組織

三市參事會 市の議決機關には市會の他に市參事會がある。市參事會は、市長及び市會にて議員中より選舉せる名譽職參事會

市参事會の権限

員を以て組織され、これは市會の補助議決機關であつて、(一)市會より委任を受けて市會の權限に屬する事件を議決し、(二)市會が成立しない場合、或は市會を召集する暇のない程臨時に急施を要すると認めた場合に、市長が市参事會の議決に付した事項を議決し、(三)市の公益に關する事件につき監督官廳又は市長に意見書を提出する、等を主なる權限とする。

第四節 市役所及び町村役場

市町村の事務

一市町村の事務 市には市役所、町村には町村役場があつて、市町村の事務はすべてこゝに於て取扱はれる。市町村がその住民の公共の利益のために取扱ふ事務は極めて廣汎に亙るものであるが、これを大別して、市町村の固有事務と委任事務とにすることが出来る。

固有事務

市町村が自治體としてその存立の目的を達するために行ふ公

委任事務

共事務が、市町村の固有事務であつて、市町村住民の生活に直接に利益を與へることを目的とするものである。このために市町村は、その住民共同の福利を増進する種々な事業を營む場合がある。例へば電燈、瓦斯水道、電車等の事業の經營がこれであつて、いづれも市町村住民の直接の利益のためにする公共の設備經營に他ならない。

市町村は又、國家或は他の公共團體より委任された委任事務をも行ふものである。例へば國稅、府縣稅の徵收、尋常小學校の設立、傳染病院又は隔離病舎の設置等は、國家もしくは府縣の事務を便宜上市町村に委任して取扱はしめてゐるのである。

二市町村長 以上述べた市町村一切の事務を執行し、又外に向つて市町村を代表するものは市町村長である。即ち、市町村長は市町村の執行機關であつて、市町村會に於て選舉せられ、その任期

市町村長の地位

は四箇年である。而して町村長は名譽職を原則とするが、市長は主に有給の吏員である。蓋し自治の精神よりすれば、才能ある名望家が名譽職として公務に當ることは市町村公民の義務とする所であるが、特に市に於てはその事務が複雑且廣汎に亙るものであつて、特に専門的才能経験を有するものを必要とするからである。

市町村長の権限

市町村長は市町村を統轄し、これを代表し市町村行政の任に當るものであつて、その主な権限として、(一)市町村會の議決の執行、(二)財産及び營造物の管理、(三)證書及公文書類の保管、(四)收入、支出の命令、會計の監督、(五)租稅、手数料等の賦課徴收、(六)市町村吏員の指揮監督及びこれに對する懲戒權の行使等を擧げることが出来る。かくの如く市町村長は市町村の執行機關たることを本務とするのであるが、この他に國家の機關としてその委任を受けた國家

市町村長の補助機關

の行政事務をも行ふものである。例へば戸籍、徴兵、衆議院議員の選舉、小學教育の監理等に關する事務は、國家の委任を受けて専ら市町村長の職務とする所である。

市町村長を補助する機關としては、市町村助役、市町村收入役その他の吏員がある。市町村助役は市町村長の事務を補助し、市町村長に事故があるときこれを代理する。收入役は市町村の出納、その他會計事務を掌り、その公金の保管に當るのを任務とする。又市にはその經營に屬する特別の事業を擔任するために市參與を置くことが出来る。

市町村の負擔

第五節 市町村の財政
一 市町村の支出及び收入
市町村がその行政事務を行ふに當つて必要な費用は、市町村自身で負擔する。従つて市町村がその支出を要する經費は、市町村が自らの職分を行ふために必要とす

市町村の財源

る費用、及び法令によつて市町村の負擔として定められてゐる費用が含まれる。

かゝる經費を支辨すべき市町村の財源は、その財産使用料、手数料等から生ずる収入を以てこれに充てるのを原則とし、以上の收入を以て足らない場合に於てのみ、市町村税、夫役、現品等を課し得るのである。尙、市町村の永久の利益となるべき支出、又は天災地變のために生じた經費を支辨する場合には、市町村債を起すことが出来る。

使用料は市町村が公共の目的を以て設備した各種の營造物を利用するものより徴収する金銭である。例へば博物館、動物園等の入場料、水道や電燈の使用料、電氣鐵道の電車賃等がこれである。

手数料は特に一個人の利益のために行ふ事務に對して金銭を徴収するもので印鑑證明料の如きこれである。

市町村が市町村税として賦課し得るものは附加税及び特別税であつて、市町村が

市町村の財産

二市町村の財産 市町村の財政に於て財源として最も主要なものは財産より生ずる収入であつて、この市町村の財産は基本財産と普通財産とに分けられる。

法律は収益を生ずる目的を以て保有する財産を基本財産として、市町村に維持すべき義務を課してゐる。基本財産はその元本を消費せずに、その収益のみを消費し得るものであるから、元本はその収益を生ぜしめるために保存しなければならない。山林、田畑、動産資金の如きものが基本財産となる。

基本財産は通常一般の支出に充當する目的のもの以外に、育英事業等の如き特定の目的のためにもこれを設けることが出来る。これ等の基本財産以外に市町村の有する財産はこれを總稱して

普通財産

國税又は府縣税に附加して課する市町村税を附加税といひ、市町村が特別に税目を起して課する市町村税を特別税といふ。

普通財産といふのである。

市町村の財産に積立金穀と稱するものがある。これは變事に處する特別の目的のために金銀穀物公債等を積立て、置く市町村の財産であつて、必要に應じては収益のみならず元本までも消費し得るのである。

第十一章 府縣の自治

第一節 府縣の自治

府縣の組織

一府縣の組織 府縣は市町村の上級に位する地方自治團體であつて、市町村と同じく土地及び住民より成る。然し、その自治の範圍は市町村よりも狭く、直接に内務大臣の監督を受ける。

府縣の土地は市町村及び島嶼を包括し、この地域は同時に國家の行政區劃をなすものである。

府縣の住民は、その府縣内の市町村の住民である。

府縣の自治

二府縣の自治 府縣は地方自治體として自ら活動するものであるから、市町村と同じく議決機關として府縣會、府縣參事會があり、執行機關として府縣知事があつて、公共の事務を處理し、住民の福利増進に努めるのである。然し、府縣は地方自治體であると共に、その區域に於ける國家の行政區劃をなしてゐるものであるから、府縣の機關は單に自治體の機關としてのみではなく、國家の地方行政官廳としても考へなければならぬ。このことは、府縣の執行機關である府縣知事が府縣會の選舉によるものでなく、國家が直接に任命する官吏であることに最もよく認められる所であつて、府縣會が市町村會よりもその權限が狭少なること、相俟つて、府縣の自治の範圍を狭少ならしめてゐるのである。

北海道は特別の地方團體であるが、今日に於ては府縣と殆ど同一の制度を有するものである。

第二節 府縣の機關

府縣會の組織

一府縣會 府縣會はその府縣内の市町村公民の中から選舉された任期四箇年の議員を以て組織されるものであつて、その府縣に於ける住民の代議會であることは市町村會と同じである。ただその權限は市町村會のそれに比べると、府縣行政を監査する權もなく、又その議決や選舉をなす權等に於てもその範圍が狭少である。然し、府縣制その他法令によつて定められた事項を議決し、府縣の自治行政に與つてゐるのである。その議決事項の主なるものを舉げれば、(一)歳出入豫算及び決算、(二)使用料手数料府縣税及び夫役現品の賦課徴收、(三)財産處分營造物の管理等、主として財政に關する事項に限られてゐる。この他府縣會の權限としては、官廳の諮問に應じて意見を答申すること、及び府縣の公益に關する事件に就いて意見書を官廳に提出すること等を舉げることが出

府縣會の權限

府縣會の召集

來る。

府縣會は府縣知事がこれを招集し、年一回開かれる通常會と、臨時必要の場合に召集する臨時會とがあり、前者は會期三十日以内、後者は會期七日以内と定められてゐる。

府縣參事會の組織

二府縣參事會 府縣參事會は府縣の副議決機關であつて、議長たる府縣知事及び府縣會議員より互選した名譽職參事會員を以て組織する。

府縣參事會の權限

府縣參事會の權限とする所は、府縣の委任を受けた事件を議決し、又臨時急施を要し府縣會召集の暇ない場合にこれに代つて議決し、その他府縣の出納検査をなし、府縣の公益に關する事件につき知事又は内務大臣に意見書を提出し、尙特に國の機關として市町村を監督するにある。従つて府縣參事會は府縣の副議決機關であると同時に、府縣行政の監査機關である。

府縣知事の地位

三府縣知事 府縣知事は元來國家の地方行政官廳として任命されたものであつて、國家の機關であるが同時に又、府縣自治の執行機關である。従つて府縣自治の機關たる範圍内に於ては、府縣知事の地位は市町村行政に於ける市町村長の地位に類するものであつて、府縣の行政を擔任し、外に向つて府縣を代表し、府縣會又は府縣參事會に議案を提出し、その議決を執行する。然し、府縣會又は府縣參事會の權限に屬する事項に就いても臨時急施を要し、參事會をも召集する餘裕のない場合にはこれを專決處分する權を有し、又府縣會、府縣參事會に對しては、市町村會に對する市町村長よりも強い權能を有するのである。

府縣知事の補助機關

府縣知事がその職務を行ふに當つて、これを補助する機關は、後に述べるやうに國の官吏がこれに當るを原則とするのであるが、必要あるときには有給の府縣吏員を置くことを得るものであつ

府縣廳と府縣の事務

第三節 府縣廳

て、府縣知事がこれを任免し、これを指揮監督するのである。

府縣廳は府縣に於ける國の行政事務と地方團體たる府縣の行政事務を行ふ所である。國家の機關としての府縣知事は、内務大臣やその他各省大臣の指揮監督を承けて國の法律命令を執行し、管内の行政事務を管理する權能を與へられてゐる。又その管内の行政事務に就いては府縣令を發することが出来るし、非常急變の場合には師團長に移牒して出兵を請ふことも出来るのである。府縣の行政事務を行ふためには、知事官房、内務部、學務部、警察部等の部が置かれてゐる。たゞ東京府だけは別に警視總監があるので警察部はない。この他、必要な府縣には土木部が置かれてゐる。これ等の部は更に又各課に分れてゐて、府縣内の事務を統一的に取扱つてゐるのである。以上の諸般の事務を擔任して知事

を補助するものには、書記官、地方視學官、地方警視、地方小作官、地方技師等がある。いづれも國の官吏として府縣の事務に當つてゐるのである。

第十二章 農村と都市

第一節 農村と都市との關係

一 農村と都市の分化 人の營む生産行爲には大凡三種類の方法があつて、それに従ひ産業には原始産業、工業、商業等の別が生ずる。人類が未だ自給自足經濟を營んでゐた頃には、これ等の截然とした區別はなく、家族や氏族の小範圍の中でその生活に必要なとする各般の經濟活動をなしてゐたのであるが、交換經濟の發達と共に經濟の行はれる領域は擴大し、一國內に於ても原始産業中の農業が主として行はれる地域と、商工業が主として行はれる地域

農村と都市の
分化

都市の發生

とに分化するに至つた。而して農業が主として行はれる地域が農村であり、商工業が主として行はれる地域が都市である。二都市の發生 都市發生の原因は種々擧げることが出来るが、その主なるものは交換が頻繁になつたこと、機械による大規模な加工生産の發達とである。即ち自給自足經濟より交換經濟に推移して、交換の行はれることが頻繁となるにつれて、河川海岸等の交易に好適な地は商業の中心地となり、商業を營むものが次第にこの地に定住するに及んで、ここに都會が發生したのである。而じて又機械の發明以來大規模な加工生産が行はれると共に、勞力が一個所に集中されて、遂に都會が發生するやうになつた。然るに工業は、その原料の搬入製品の搬出等に運輸交通の便利な地を必要とし、商業と離すことの出来ない密接な關係を有するものであるから、ここに商工業共に榮える近代的大都市の出現を見る。

に至つたのである。この他都市には一國一地方の政治・宗教・學術等の中心地たる都市も存在するのであるが、いづれに於ても交通運輸の利便多く、商工業が並び行はれてゐるのを常とするものであるから、近代都市の機能は商工業を主とするといふも敢て過言ではない。

農村と都市との關係

三 農村と都市との關係　かくの如く都市は商工業を中心とするものであるから、その特徴は人口の稠密な點にある。これに反して農村は主として農業の行はれる地域であつて、農業は耕作のために廣い面積を必要とするから、農村の特徴は人口の稀薄な點にあるといふことが出来る。都市と農村にはかかる差異が存するため、そこに營まれる住民の生活に種々な相違のあることは否み得ない事實である。然し都市といひ農村といふも、地方自治體である點に於ては何等の差別がないのみならず、農工商は鼎立

農村の生活

して圓滿な發達を遂ぐべきものであつて、農村の繁榮は都會の殷盛を促すと同様に、都會が衰微すれば農村も亦疲弊するのである。されば國民經濟の發展よりしても、亦社會生活の充實よりしても、都市と農村は相提携し、相互に補充しなければならないことは敢ていふまでもない所である。

第二節 農村

一 農村の生活　農村生活は住民の大部分が農業に従事し、農業は耕作上廣大な土地を要するために人口が稀薄であり、且散在してゐることをその特徴とする。而して農業に於ては單に土壤の性質の如何のみならず、太陽の熱と光線、適當な雨量、好適な氣溫と空氣の濕度等、凡ゆる自然の力が重大な要件となるものであるから、これに従事する農家も亦新鮮な空氣、自由な日光、閑靜な環境等、自然の恩恵を受けることが最も大なのである。加ふるに農業は

交換經濟の發達と農村生活

國民全般に缺くを得ない食料の生産に當るものであるから、一時的の趣味嗜好に投ずる産業と異つて投機的分子少く、且自家必要品の大部分は自給し得るものであるため、農家の生活は確實且安定してゐる所にその長所がある。

然るに交換經濟の發達に伴ひ、農村生活に於ても貨幣支出が次第に行はれるに至り、尙農産物市場に於ける需要供給の關係が直接に農家の収益に影響を及ぼすことが漸次大となつて來た。且農村では人口が散在するため、文化的施設の恩恵を受けること少く、修養の機關娛樂の設備等を缺く憾みを尠しとしない。こゝに於て農業經營農村生活の凡ゆる方面を包含する農村の問題が論議される現状にある。

農村の開発

二農村の開発 この農村の諸問題を解決し、農村の改善と向上とを圖る方策は種々存するのであつて、經濟的には農業經營を改

農業と協働

善して生産を増加し、副業によつて收益の増大を圖り、又文化的施設の普及に努め、以て農村の開発に資すること等はいふまでもないことであるが、このために最も重要とするものは農村住民の共同心の自覺である。

一由來農家の作業は田植收穫等に多數の協働を必要とするものであつて、隣保相扶の美風は農村に普く存する所のものであるが、この共同心を更に擴大して農村の凡ゆる開發事業に協力することは最も必要なことである。この目的のために農村に設置せられた團體は少くないのであるが、特に重要なのは耕地整理組合及び農會である。

耕地整理

耕地整理は農業の生産を増加し、農家の收入を増大する方法として、農地の狹少な我が國に於て極めて重要な事業である。即ち耕地の面積が狹少で各自の所有地が不規則に散在する結果は、徒

に土地の境界面積を多くし、牛馬機械等の使用を妨げ、往復に無益な時間と勞力を浪費し、更に重大なのは多數の農地所有者の同意を前提とするために、灌漑排水その他土地改良事業の進捗を妨げることが尠くない。然るに土地所有者が全部共同して耕地整理組合を設置する時は、以上の如き缺點を除去し、同時に耕地面積を擴大し、従つて土地生産力の向上を圖り得るのである。

又耕地牧場原野の所有者及び農業を営むものすべてを舉げて組織する農會は、農業の改良發達を圖るのを目的とするものである。つて、その事業も農業の指導獎勵、農業者の福利増進に關する施設、農業に關する研究調査、更に農業に關する紛議の調停又は仲裁をなす等、農業及び農家に關する廣汎な領域に亙るものであるから、農村生活と密接な關係を有する團體である。而して、市町村農會は同一市町村内の農家を以て會員とし、郡農會はその地區内の町

農會

共同心の自覺

村農會、道府縣農會にあつてはその地區内の市農會、郡農會及び郡農會の會員でない町村農會を以て會員とし、更に全國の道府縣農會を會員とする帝國農會があつて、全國的に統一連絡してゐる。

耕地整理組合及び農會は共に公共組合であるが、同時に自治の團體である。即ち共同の生活を共同の力で行はんとするのを、その本旨とするものである。この他農村に於ては、害虫驅除豫防の如き産業組合の如き共同の力相互扶助の精神によつてのみその目的の遂行を期し得る事業は尠くない。されば都市に於て市民道德が都市經營並びに改善の根本精神であるのと同じく、農業經營並びに農村開發の精神的基礎は、農村住民の共同心の自覺にあるといふことを得るのである。

第三節 都市

一 都市生活 都市の特徴をなすものは人口の稠密な點にある

都市生活

ことは既に述べた所である。即ち商工業の急激な勃興に伴ひ、一國の人口は尠からず都市に集中されて、都市はその地域の膨脹を來したのみならず、一定面積の收容人口数は増加し、人口の密度も亦頗る大なるに至つたのである。都市のこの密集した生活は當然に幾多の長所と共に數多の弊害を伴ふ。

長所として擧ぐべきは文明の施設が備はつてゐることである。即ち、密集生活の結果は多人數の力によつて幾多の文明的施設を設けることを可能ならしめると同時に、これを必要とするものである。大都會に於ては路上に自動車、街路電車、高架鐵道、地下には地下鐵道等の交通機關備はり、又電氣瓦斯等の物質生活に關する設備が備はると共に、初等中等高等の教育機關や圖書館、博物館等の自修機關、その他修養、娛樂の機關等、精神生活に關する文化的施設も備はつて、市民は自由且簡便にこれを利用する機會に恵まれ

都市生活の長所

てゐる。

然し、密集生活より生ずる弊害も決して尠しとしない。即ち都會の人口稠密なることは市民を自然の恩恵より遠ざけることになる。交通機關完備の反面には都會の喧騒があり、工業の殷盛には煤煙等による空氣の汚濁を伴ふ。更に密居生活の結果は、上下水道設備の不完全や病菌の傳播の容易等のために、市民の保健衛生上憂ふべき事情が尠からず發生する。加ふるに人口の都市集中が急速であつて、都市に於てこれに對應する設備が備はつてゐない場合には、この弊害は一層助長されて、こゝに所謂都市問題の發生を見るのである。

二都市の改善 前述の如く文明の機關が備はれる反面に、最も自然の恩恵に浴することの少いのが都市生活の現状であるならば、都市生活改善の理想は當然に、文明的施設を一層助長して都市

都市生活の弊害

都市の改善

の経済的、文化的使命を増進すると同時に、密集生活より生ずる反自然的弊害を除去することにあらねばならない。されば近代的都市のなすべき事業は極めて廣汎に亙るものであつて、市區の改正、道路の擴張、舗装、交通機關の整備、電車、電燈、瓦斯事業の經營、學校の管理、不良住宅の整理、改善と住宅の増設、惡疫の傳染豫防公園の設置等は單にその一班に過ぎないのである。

以上の如き都市生活改善の方法は、一定の理想、一定の計劃に基いて行はれることにより、始めてその効果を發揮することが可能である。この計劃が即ち都市計劃である。

我が國に於ては現在、東京、京都、大阪、神戸、名古屋、横濱の六大都市の内外に都市計劃法が施行されて、市民の交通、衛生、保安、經濟等に關し、公共の安寧を保持し、福利を増進するため、永久的施設の基礎が置かれるに至つたことは注目すべきことである。

都市計劃

都市計劃法

地域制度と區劃整理

都市計劃法の主なる内容は地域制度と區劃整理に關する規定である。都市に於て雜然と商工業が行はれるときは、その能率を損じ、又市民の私的生活に有害な結果をも及ぼすものであるから、都市を商業地域、工業地域、住宅地域等に整然と區劃し、その地域によつて建築物に制限を加へんとする地域制度及び都市の土地につき宅地としての利用を増進するためにその土地の區劃を整理し、必要な場合はその關係土地を收用し、又は使用し得ることを規定した區劃整理は、共に都市の文化的、經濟的使命を達成するに必要な方策といはなければならない。

最後に一言すべきは市民道德の重要なことである。都市は互に相識らないものが共同生活を營んでゐるのであるから、都市に於ては、一度戸外に出れば知人に出合ふことは殆ど稀であるといつてもよゝ。然るに都市の生活は各人の共同の精神、共同の力に

市民道德

よつてのみその改善を期し得るのである。されば都市生活上寸時も缺くを得ないものは不知者間の徳義、即ち公德心であつて、これによつてのみ都市の幾多の施設が完全圓滑に運用され得るのである。

第十三章 産業

第一節 産業と國民經濟

我々が生存を維持し生活を發展せしめてゆくためには是非とも種々な物資を必要とする。然しこれ等物資のすべては決して自然のまゝで我々の役に立ち、或は欲望を充たすものではない。従つて自然の寶庫から自然物を採り來り、或はこれを加工精製する必要が生ずる。これがため生産要素たる土地、勞働資本の三者を結合して種々な物資の生産を行ひ、又はこれを移轉せしめる諸

産業と國民經濟

業、即ち産業が興り營まれてゆくのである。されば産業が發達し隆盛に赴くのは、とりもなほさず我々の消費生活の内容を豊富ならしめることであり、延いては國家の富を増大する所以となるのである。

産業の種類は甚だ多い。大別しては農業、鑛業、水産業、工業、商業等とされるけれども、この中、農業、工業、商業はいづれも更に幾多の種類に分たれ、それぞれの使命の下に營まれてゐて、これを一々數へるに遑がない程である。然しこれ等の産業はその直接の目的を異にするとはいへ、相互に有無相通じ、相互に依存してゐるものである。例へば一般的に農業は工業に原料や食料品を供給し、商業は工業によつて加工精製した物資を運搬移轉するが如きである。従つて産業を興し發達せしめることは、小にしては我々の消費生活の上から、又大にしては國民經濟の上から觀て重要なこと

であつて、國家發展策として産業立國が唱へられるのも蓋しこゝに存するのである。

第二節 農業

農業の任務

一 農業の任務 農業を最も廣く解すれば鑛山業を除くすべての原始産業即ち狩獵漁撈牧畜狹義の農業等が含まれる。然しこれを最も狹義に解して、土地の培養力を利用し植物的食料品や原料品を生産する産業、所謂耕種農業のみに限定していふ場合もある。けれども我が國の現状を観るに、農民の多數は單に耕種農業のみに従事するのではなく、蠶、鶏、豚等の小家畜の飼育を有力な副業とする兼業農家である。されば土地を耕作して食料品や植物的及び動物の原料を供給することを以て、農業の任務とするのが妥當である。

農業の重要性

二 農業の重要性 かくの如く農業は、國民に必要缺くことの出

農業と土地

來ない食料品を供給するものであり、又工業に對して原料を準備するものであるから、一國の人口を支へ、一國の産業の基礎を作るために甚だ重要なものといはなければならない。殊に已むを得ない事情によつて外國との交通が杜絶するやうな場合を假定するならば、一國がその食料品や原料品を自給し得ないのは不安である。従つていづれの國に於ても、農業に關しては國防上の見地をも顧慮してその維持發展を圖つてゐるのである。

三 農業と土地 農業に就いて特に留意しなければならないのは、所謂生産要素の一たる土地との關係である。元來土地は生産要素として種々な方面に於て働きをする。その主なるものは第一に土地が生産に必要な場所を提供することであり、第二は土地が生産の原料となる諸種の物質を埋藏してゐることであり、第三は土地が植物を培養する力を持つてゐることである。而して

土地收穫遞減
の法則

土地はその面積や埋藏物に就いては自然的に定つてゐて、人力を以ては増加し得ないのであるが、土地の培養力とても亦結局は自然的な制限に服さなければならぬものである。即ち土地には土地收穫遞減の法則と唱へられる自然法則が行はれるのである。言ひ換へれば一定の土地を耕作して得られる收穫は、最初の中はその土地に費された労働及び資本に比例して増加するけれども、ある限度に達するならば收穫は絶對的には増加しても、相對的には遞減の傾向があるのである。他の産業に於ても土地はその生産の行はれる場所として缺くを得ない要素であるが、農業は直接に土地の培養力を利用する産業であるから、ことに土地の面積地位生産力等が直ちにその經營に影響を及ぼすのである。

然し、この法則の行はれる限度は決して一定不動なものではない。耕作方法が改良されたり、肥料が發明せられた場合の如く、農

農業の經營

業技術に改良が加へられるならば、この法則が作用するのを遅らしめ得る。故に灌漑排水の便を改善するための諸設備を設け、播種施肥耕作等の農業技術の促進に研究を怠らないならば、土地の生産力を増加せしめて一定の土地當りの收穫量を増すことが出来る。更に又未だ耕作されない土地が残つてゐるならば、開墾埋立開拓等によつて耕地面積の増加を圖り、鐵道その他交通機關の發達によつて、採算の合はなかつた土地を經濟的に良好な地位に置くことも大切である。

四 農業の經營　かく土地を利用して農業を営むに當つて、その經營の方法は各國の自然的經濟的事情や一定の土地の性質によつて、種々な差別が生ずる。

太古の人民は未だ土地の培養力を充分に利用する方法を知らなかつた、めに、農業の經營も自然に放任すること多く、一定の土

租放耕作

集約耕作

地に人力を費すことが少かつた。新開國のやうに未だ利用されない廣大な土地を擁する所に於てもこれと同様で、土地の面積に制限せられることがないから、一定の土地に労働及び資本を投下することが少い、このやうな農地の利用方法を農業經營上粗放耕作といふ。然るに人口及び富の程度が増加し、農業技術も進歩するに従つて、農業の經營は漸次集約耕作に移つてゆくものである。即ち文明國に於ては土地の面積に制限せられる結果、一定の土地に成るべく多くの労働及び資本を投下してその生産力を増加し、比較的多くの收穫、或は品質の優良な生産物を得んと努めるのである。

農業の助成

五農業の助成 國家の農業に關する政策や保護施設は少數に止まらないとはいふまでもない。國家は副業の獎勵、開墾の助成、米穀の需要供給の調節のためにそれぞれ法令を設けて農業の

公共組合

保護助成を圖り、或は農事試験所、農事講習所を設けて農業の改良、研究調査指導等に當つてゐるのであるが、特に留意すべきは國家が公共組合を通じて農業を助成することである。

公共組合とは元來國家の監督の下に、公の事務を自己の事業として行ふものであるが、市町村が地域的な公共團體であるのと異り、これはその目的或は利害を同じうするものゝ團體である。即ち國家が國民の産業上の福利増進に關する事務を直接行ふ代りに、自治的の團體をしてこれに當らしめる目的を以て設立するものである。その目的は私人の事業と異り、國家的の目的遂行にあり、團體員の加入脱退も自由ではなく、その事業を行ふに要する經費の徴收についても強制的な手段が認められてゐる。

農業に關する公共組合の中、主要なものは水利組合、耕地整理組合、農會等が擧げられる。この中にあつて農會は全國的な組織を有するもので、農業の改良發達に力を盡してゐることは前述の通りである。

工業の任務

第三節 工業

工業の任務 工業は原始産業によつて得た原料に加工して、その形態や性状を變化せしめるのを任務とする加工生産業である。

原始産業は自然物の採取、土地生産力の利用等、自然の與へるものを直接に對象物とする産業であるから、究極に於て自然の制限に服さなければならず、殊に土地の生産力に就いては收穫遞減の法則が作用するため、人爲を以て如何に勞働や資本を投下するも結局は超ゆべからざる限界に達する。工業はこれに反して、原料の存する限りは勞働や資本を多量に投ずるに従つて、その比例以上に益、多量の生産品を得ることが出来る。更に後述する化學工業の如きは、自由に得られる材料を以て自然の代用品を製造するものであるから、原料の制限を受けることも少い。茲に於て、土

工業の發達

地狹少にして天然の資源に乏しい我が國の如きは、特に工業を重要視してその發達を圖らなければならないのである。

二工業の發達 工業の發達過程に就いて觀察するに、文明の程度が未だ低かつた時代にあつても自然物を加工變形することは行はれてゐたのであるが、單に人力或は簡單な道具を以てするに過ぎず、未だ獨立した産業として重要な地位を占めるに至らなかつた。然るに十八世紀末より十九世紀初頭に互つて、蒸汽機關、電氣發動機、紡績機械、織物等の機械の發明が續々と起るに及んで、凡ゆる技術上の改革を生じ、延いては産業組織全般に互つて劃期的な變化を生ぜしめた。かくて科學の發達と技術の進歩とによつて、工業は益々盛んとなり、その種類も多くなつて、今日の物質文明を招來するに至つたのである。

工業の種類

三工業の種類 工業の發達は人の欲望を益々多種多様にならし

めると共に、これを満足するために又多種多様の工業が生じて殆ど止る所を知らない。然し、その中にあつても最も基本的な工業の種類を擧げるならば機械工業電気工業化学工業繊維工業等を數へることが出来る。現時、加工生産をなすに當つて殆ど機械の用ひられぬことはない。この機械器具の製造に當るのが機械工業である。工業の動力としては蒸汽力と共に電氣力が最も廣く利用され、この動力用及び燈火用の電力を供給するのは電氣工業の任務とする所である。化学工業は種々の化学變化を應用して食料品或は藥品等を人爲的に製造する工業で、工業藥品人造肥料染料人造絹糸等の生産或は酒醬油の醸造等がこれに屬する。又植物等の纖維より糸を紡ぎ、織物に織る纖維工業は、我々の日常生活に最も重要な産業で、生絲綿絲紡績毛織物等の生産がこれに屬する。

家内工業・工場工業

工業は又經營方法によつて、家内工業と工場工業に分けられる。家内工業は小規模に營まれる手工業で、大きな機械を用ひず、たゞ僅少の徒弟を使役するか或は全然家族のみの手によつて加工生産が行はれるのが普通である。これに反して、工場工業は多くの作業者を一の場所に集合せしめ、技術的分業及び機械の利用等による大規模生産をなすものである。

この二つの經營方法は現時に於ても並び行はれてゐるものであつて、一般的にいへば、工藝品の生産の如く手工業的技術を要すること多く、大機械の利用の餘地少きもの程家内工業に適し、大量生産的な商品は工場工業により生産されるのである。

四工場工業の特徴 既に述べた如く工場工業の特徴としては、技術的分業及び機械力の利用を擧げることが出来る。

技術的分業とは經營の内部に行はれる分業である。これは企

技術的分業

工場工業の特徴

業の規模が大となり、機械が發明改良されるにつれて益、精密に行はれ、生産の能率を高めること大であるが、その長所として次の諸點を挙げ得る。

長所

- (一) 各個人をしてその長所を發揮させること。
- (二) 同一の業務を常に繰返して行ふから仕事に熟練すること。
- (三) 複雑な作業も簡単な作業に分解することが出来るから機械を應用する範圍が廣くなり、従つて機械の發明改良を促す機會が多くなること。

然し同時に次の如き各種の弊害を伴ふことも看過出来ない。

短所

- (一) 作業が常に同一であつて變化がないから、仕事に對する趣味を減じて却つて能率を減少せしめ、又は身體及び精神を害して疾病にかゝり易くなること。
- (二) 業務が簡單になるから婦女小兒をも驅つて労働に従事させ

る結果となり、これに伴ふ弊害も亦輕々しくないこと。

従つて工場工業にあつては労働時間を短縮するとか、或は労働者の福祉を増進する諸設備を置くとかして、業務の單調から來る能率の減退を救ひ、教育衛生健康等の點にも留意することが大切である。

機械

利益

工業に使用せられる資本の中、特に重要なものは機械である。凡そ機械の使用を盛にすることは産業の發達、文明の進歩に必要なことで、幾多の利益を伴ふ。その主なる點を挙げれば次の通りである。

- (一) 分業と伴つて生産能率を高め、且又大量生産をなし得ること。
- (二) 人間労働のなし得ないことをなさしめること。
- (三) 間斷なく使用することを得ること。
- (四) 製造品の品質を優良ならしめ、或はその形狀を均一ならしめ

弊害

得ること。
然しそれと同時に次のやうな弊害もあることを認めなければならぬ。

- (一) 手工業者が職を失ふに至ること。
- (二) 勞働力が節約せられる結果失業者を生ずること。
- (三) 徒に生産過剰の結果を惹起せしめ易いこと。

工業の助成

五工業の助成 我が國に於ては工業の進歩發達を促すために幾多の助成施設を設けてゐる。即ち我が國財政の中、毎年工業の改良獎勵發明獎勵のために支出せられる經費は少なからぬ額に上つてゐるが、一方官立公立の工業試験所、絹糸陶器磁器醸造茶業燃料窯業理化學研究等の研究設備を置き、隨時展覽會講演會等を開いて工業の助成、工業知識の普及に努めてゐる。又一方工場法を實施して、婦人及び年少勞働者の保護、就業時間の制限、災害防止

商業の任務

設備の強制、勞働者の死亡負傷に對する扶助料等を規定し、以て勞働能率の増進を促して工業の發展を圖つてゐる。加之、間接には商工會議所重要物産同業組合、蠶糸業同業組合聯合會及び中央會等の公共團體を通じて工業の發展に資してゐるのである。

第四節 商業

商業の重要性

一商業の任務 原始産業や工業によつて生産された財貨の場所的又は時間的の變更即ち財貨の位置を換へ或は適當な時期まで保有して價值の増加を圖るのは、商業の任務とする所である。文明の程度が未だ低かつた頃は、一家一族一氏族等の如き各經濟單位内で自給自足の經濟が行はれたのであるが、人間の欲望が複雑となり、交通が發達するに及んで、各經濟單位間に交換が頻繁に行はれるやうになり、茲に商業は産業上重要な地位を占めるやうになつたのである。

商業の發達

二商業の發達 商業の發達は一國の各地方や世界の各國が、その自然的又は人文的事情に最も適した産業を専ら營むことを助成し、地方的分業や國際的分業を益發達せしめるが、それと共に商業自らも交通機關の發達、信用組織の完備と相俟つてその範圍を益擴大し、取引も一層敏活に行はれるに至るのである。

商業の種類

國內商業
國際商業

三商業の種類 かくて商業は地域的に擴大して、一國內に行はれる國內商業のみならず、外國と取引をする國際商業或は國際貿易にまで發展したのであるが、それと同時に商業の内部に於ても各種の業務は獨立して分業的に活動を營むやうになり、商業の種類も賣買業、仲介業、運送業、倉庫業、銀行業、保險業等に分化したのである。

賣買

商業にあつては賣買がその中心であることはいふまでもない。何となれば財の交換こそ商業の目的とする所であるからである。

市場

貨幣經濟の行はれる現在に於ては、財の交換は貨幣を通じてなされるのが普通である。

四市場 賣買の行はれる關係或は場所を市場といふ。狹義に於て市場といふときには、需要者と供給者とが一定の時日に、一定の場所に集つて取引をするその場所のことをいふのである。例へば青物市場とか魚市場とかいふのはこの意味に於てである。往時に於ては市場の概念は専らこの意味に限られてゐたものであるが、現代では市場から場所的な觀念は漸次薄くなつて、單に需要と供給とを一致せしめる組織的な關係を指すやうになつた。例へば金融市場、爲替市場といはれるが如きこれである。

取引所

株式取引所

五取引所 尙特別な市場として取引所がある。これは有價證券或は商品を大量的に賣買取引することを目的とするものであつて、その扱ふ物品が有價證券なるか商品なるかによつて株式取

商品取引所

商業の助成

引所と商品取引所に分けられる。取引所に於ける取引は、廣大な地域に亘つて存在する需要供給のみならず、現在將來の需要供給を場所的並びに時間的に集中せしめた大量取引である。従つてそこで作られた相場は一般市場價格の標準となるものである。六商業の助成 商業は前述の如く極めて廣汎な範圍に亘るものであるから、その繁榮浮沈は一國の全産業に影響すること尠くないのみならず、消費者の日常生活とも密接な關係を有する。されば國家は種々の施設を設けて商業の發達に努めるのであるが、その中であつて特に重要なのは商工會議所の設立である。商工會議所は商工業者によつて組織される公共組合であつて、商業並びに工業の發達を圖ることを主要な任務とする。

第五節 企業形態

企業

一企業 以上生産の態様を農工商に分類して、その各々に互り

稍詳細に述べたのであるが、これ等の業務は企業者によつて営まれるのが通例である。企業とは生産に當り利益を得んがために資本や勞働を結合して經濟行爲を営む一體である。

生産をなすに當つて土地の外勞働及び資本が必要な要素であることは前述の通りであるが、これ等のみで生産が行はれるのではない。生産の實行に當つては、これ等を結合する機關の存在が必要であつて、その機關としては家族企業市町村國家の諸經濟單位を挙げられる。然し目給生産時代には消費機關たると同時に生産機關として重要な働きをした家族は、現在に於ては寧ろ消費の機關に過ぎぬやうになつた。國家や市町村も亦生産を営むことがあるが、これは營利事業を行ふのみを以て目的とするのではなく、主なる目的は文化の發揚治安の維持等に見出すのである。然るに生産機關としての企業は營利的にのみ經營せられて現代

企業の種類

經濟組織の中樞をなしてゐるのである。

二企業の種類 右のやうな企業の主體を企業主體といひ、これは一個人の場合もあれば團體の場合もある。例へば個人商店の企業主體は一個人であり、會社の企業主體は會社自體である。

前者を個人企業といひ、後者を共同企業といふ。いづれにあつても企業を営む所の企業者は、生産の指導者として自己の計算に於て事業を営み、利潤を收得する代りに、又損失の危険をも負擔しなければならない。

共同企業には種々な形式がある。その主なものは(一)會社(二)企業結合(三)産業組合である。産業組合に就いては次節に譲り、ここでは前二者を説明する。

會社は法律上からいへば營利を目的とする社團法人である。その目的の異なるに依つて商事會社民事會社に區別せられるが、更

合名會社

にその組織形態によつて商法は合名會社合資會社株式會社株式合資會社の四種に分けてゐる。

(一)合名會社 合名會社は無限責任社員のみで組織された會社である。即ち合名會社の社員は、會社の財産を以て會社の債務を支拂ふことが出来ない場合に、各社員が連帶して無限の責任に任じなければならない。従つて通常家族的の會社であつて社員の個性が會社の事業に現はれることが著しい。それ故合名會社は個人企業に類似する點が多い。

合資會社

(二)合資會社 合資會社は無限責任社員と有限責任社員とで組織せられる會社である。即ち合資會社では一部の社員は會社の債務に就いて連帶無限の責任を負ふのであるが、その他の社員は各自の出資額だけの責任に任ずる。有限責任社員は會社事業との關係に於て、無限責任社員ほど密接ではないが株式會社の株主

よりは深い關係を有する。されば合資會社は合名會社と共に人的會社といはれ、社員の個人的な信用が會社の信用の基礎となる。従つて大資本を吸収するには不適當であるが、小規模の事業を経営するのには適當である。

株式會社

(三)株式會社 株式會社は株主のみで組織せられる會社である。即ち株式會社の資本は多數の株式に分たれ、社員たる株主はその株式の金額を限度として責任を負ふのである。かくの如く株主の責任は有限であり、且株主は通常多數であるから、社員の個性が會社に現はれることが薄い。されば合名會社や合資會社に對して物的會社といはれる。

株式會社は近世大企業の勃興の趨勢に乗じて長足な發達を遂げたのであつて、共同企業の長所は株式會社に於て最もよく發揮される。即ち資本を株式に分つて株主を募集するから、大資本を

株式合資會社

集め得ると共に事業經營から生ずる虞ある危険を分擔することが出来る。又社員死亡、退社等によつて事業が蒙る影響は少いから事業に永續性があることとなる。さりながら株式會社は共同企業の短所を最も多分に含んでゐるのみならず、社會的に流す害毒も決して尠くない。

(四)株式合資會社 株式合資會社は無限責任社員と株主とで組織せられる會社である。この種の會社は今日では諸國に存在するもの極めて稀である。

企業の問題

現代經濟社會に行はれる自由競争は、市場範圍の擴大と大企業の流行とに依つて益甚しく、ために小企業が大企業に壓迫せられるのみならず、大企業者も亦生産過剰に悩まされ、不景氣恐慌の襲來に對して不安を感じるやうになつた。かゝる不安に備へ、又は更に進んで利益を得んがために大企業者間に同盟が企てられる

カルテル

に至つた。その主なるものは企業聯合(カルテル)と企業合同(トラスト)とである。

カルテルとは各企業者がそれぞれ獨立の存在を保ちつゝ、たゞ生産高販賣價格生産品の販路等に就いて協定する企業者間の同盟である。これによつて企業者間に無益な競争を避け、無用な經費を省き、相互の利益を増進し得るのである。

トラスト

トラストは各企業者が全く合同して獨立の存在を失ふか、又は各企業の經營が中心となる力によつて統制せられる場合である。トラストはカルテルが概して消極的なのに反して、積極的に市場を獨占して利益を壟斷しようとする場合に企てられる。

カルテル及び
トラストの利
害

カルテル及びトラストは無益な競争を排し、經濟の合理化を促し、生産能率を増進し得ることは明らかである。さりながら利益のある反面には弊害も亦認めざるを得ないのであつて、殊に消費

産業組合の組
織

者や労働者の立場からはカルテルもトラストも喜ばれない場合が多い。何となればカルテルやトラストが結ばれる結果は、生産品の價格が昂騰し、或は又、對外的競争に打勝つために國內の消費者の利益が犠牲に供せられることもあるからである。労働者にとつても企業の集中が行はれる結果は、雇傭、勞賃等の點で一層不利な條件に甘んじねばならぬ場合が多い。而してかやうな弊害はカルテルよりも寧ろトラストに多く見られる。

第六節 産業組合

一産業組合の組織 カルテルやトラストは大資本を擁する大企業の同盟であるに反して、産業組合とは中流以下の小企業者が組織する組合である。即ち資本の豊でない小企業者が大企業の壓迫を避け、又彼等の力の及ばない所を補ふために、共同の利益を目標として相提携するのである。従つて産業組合の中には企業

に類似した形式を採るものもあるが、企業とはその本質に於て全然異なるものである。

企業は企業自體の利益を擧げることが目的として經營せられるのであるが、産業組合は各組合員が行ふ事業の便益に供するために組織せられる。従つて産業組合に於ては相互扶助の精神がその基礎となる。それと同時に組合員は獨立の立場を失はないで、産業上自治の精神にも生きるのである。

産業組合にはカルテルやトラストに見られるやうな弊害は少く、これが健全なる發達は一國經濟社會の圓滿なる進展のために必要と考へられるので、各國ともその奨勵に力を盡してゐる。

二産業組合の種類 我が國の産業組合法に認められる産業組合の種類は、(一)信用組合(二)購買組合(三)利用組合(四)販賣組合の四種である。但し一組合は他の組合の目的のことを兼ね行ふことが

産業組合の種類

出来る。

(一)信用組合 小企業者は通常資力が小であつて、事業資金に缺乏を來し易いばかりでなく、他から資金の融通を受ける場合にも信用が薄いために思ふやうに埒らない。かやうな金融上の不便に備へんがために信用組合は組織せられる。即ち組合員が資金を出し合つて共同の金融機關を組織し、この機關によつて金融の便を得ようとするのである。併せて組合員に貯金の便宜をも與へる。

(二)購買組合 組合員が各自の産業又は經濟に必要なものを共同で購入し、これに加工し、又は加工しないで廉價に組合員に賣却するための組合である。購買組合に屬すべきものに消費組合がある。これは英國に於て大いに發達を遂げた組合であつて、日常生活に必要な物品を安價に仕入れることを目的とする。

(三) 利用組合 組合員が協力して資金を出し合つて組合員の産業又は經濟に必要な機械や工場等の設備を作り、これを組合員が共同に利用するための組合をいふ。

(四) 販賣組合 小企業者が商品を販賣する場合には往々市場の情勢に通じないがために、或は生産品の供給量が少いこと等の事情から、不利な條件に甘んじねばならぬことがある。

販賣組合はかやうな不利益から遁れるために、組合員が各自の生産したもの、又はこれに加工したものを、共同販賣する目的で組織する組合である。されば販賣組合によつて生産品の統一を保つことも出来るし、粗製濫造の弊にも陥らない利益がある。

第十四章 貨幣及び金融

第一節 貨幣

貨幣の發生

一 貨幣の意義 經濟社會が自然經濟から交換 濟に推移した最初の頃は、社會に於ける財の交換は財を直接に交換する物々交換の形式によつて行はれた。然し物々交換には種々な不便が伴ふために、交換が盛に行はれるに伴ひ、交換の仲介手段として特別な財が選ばれるやうになり、こゝに貨幣が発生するに至つたのである。

貨幣の意義

かくの如く、交換を容易ならしむる手段として一般に認められた特別な財が貨幣であるが、これは又財の價值を測定する基準となるものである。而して未開の時代には貝殻布帛穀物家畜毛皮等の所謂物品貨幣がこの目的のために供せられたのであるが、次に金銀等の金屬が最も便利な仲介手段として用ひられるやうになり、鑄てその品位量目を一定して同一の形状のものが造られ、こゝに鑄造貨幣が用ひられるに至つたのである。

金銀が貨幣として重用せられるに至つた主な理由は次の通りである。

- 一 一般的に價值が認められること。
- 二 量の少い割合に價格が高いこと。
- 三 携帯及び運搬に便利なこと。
- 四 腐敗又は毀損の虞がないこと。
- 五 品質が一樣なこと。
- 六 容易に分割することが出来て、然もそのために價值を減じないこと。
- 七 認識し易いこと。
- 八 鑄造に適すること。

貨幣の職能

二 貨幣の職能 貨幣が經濟社會に於て果す職分として認められるものは、凡そ次の如くである。

- (一) 財貨交換の仲介手段となること。これは貨幣本來の職能であつて、人は自己が所有する財貨を他人に販賣して貨幣を受け取り、この貨幣を以て自己の欲する他の財貨を買ふ。かやう

にして貨幣が財貨の交換を媒介するのである。

- (二) 價值を測定する基準となること。財貨は貨幣額を以て表示せられ始めてその價值が明らかにになる。

- (三) 支拂の手段となること。貨幣は債務の辨濟國家への納税の如く支拂の用に供せられる。

- (四) 財貨を貯藏する手段となること。人は財貨その物を貯藏する代りに、必要に際して何時でもこれを購入することの出来る貨幣を蓄へることによつて、その目的を達し得る。

三 貨幣制度 貨幣の職分を完全に果さしめるためには、貨幣の製造發行、本位制度、品質量目等に關して法的規律を必要とする。かくして國家が各種の貨幣に就いてその關係を規定し統一したものが貨幣制度である。

國家の法制によつて強制通用力を附與せられた貨幣を法貨と

貨幣制度

法貨

本位貨幣と補助貨幣

いひ、法貨には本位貨幣と補助貨幣の二種がある。
 本位貨幣とは金額に制限なく通用することが認められてゐる法貨をいひ、補助貨幣とは一定の金額の制限内に於てのみ強制通用力を有する貨幣をいふ。補助貨幣は小額の支拂に充てるために發行せられるもので、原則として通用價值がその地金の價值より大である。我が國に於ては、貳拾圓、拾圓、五圓の三種の金貨が本位貨幣であり、五拾錢、貳拾錢の銀貨、拾錢、五錢の白銅貨及び壹錢、五厘の青銅貨が補助貨幣である。

補助貨幣に於ける強制通用の制限は、銀貨は拾圓、白銅貨は五圓、青銅貨は壹圓までである。

造幣主權

現代の文明國に於ては、國家が法貨の製造及び發行に關する權利を有する。國家が有するこの權利を稱して造幣主權といひ、我が國に於てもこの造幣主權は政府に屬する所である。然し、私人

本位制度

も本位貨幣たる地金を造幣局に輸納して、これを金貨に製造して貰ふことが出来る。これを自由鑄造といふ。

單本位制

本位貨幣に關する國家の法律制度を本位制度といふ。我が國では純金を貨幣の本位と定め、その量目二分を以て價格の單位とし、これを圓と稱する。この制度は本位貨幣を金なる一種の金屬に限るものであるから、これを金單本位制といふ。この他單本位制には、銀のみを本位貨幣とする銀單本位制があり、支那はこの制度を採用してゐる。

複本位制と跛行本位制

國によつては二種の金屬、即ち金及び銀を以て本位貨幣とするものがある。これを複本位制といひ、これにあつては金貨と銀貨との比率を法定し、兩者とも無制限の法貨として流通せしめ、且その自由鑄造を認めるものである。これは十九世紀後半まで佛蘭西その他の諸國に行はれたのであるが、銀價の暴落のために、金銀

の法定比價は一定であつても市場に於ては兩者の比價に變動が生じ、又銀貨の自由鑄造を許すときには銀貨のみ増して金貨は減する處があつた。こゝに於て金貨及び銀貨を共に本位貨幣として認め、通用額には制限なく流通せしめるけれども、銀貨のみに就いては自由鑄造を許さないことになつた。このやうな制度を跛行本位制といふ。この他、本位制度には金爲替本位制及び紙幣本位制等がある。

複本位制が行はれてゐる時に、銀價が暴落した場合には銀貨のみ流通して金貨が減少するのは、グレシヤムの法則が作用するからである。グレシヤムの法則といふのは、一國に行はれる貨幣の通用上の價値は同一であるが、その實質上の價値に相違がある場合に、實質上の價値が大である方の貨幣即ち良貨は次第に貯藏せられ、或は銷毀され又は外國に輸出せられて流通場裡からその姿を隠し、實質上の價値の小なる貨幣即ち惡貨のみが流通することをいふのである。

貨幣の鑄造に就いては貨幣の種類及びその品位量目を規定し

グレシヤムの法則

我が國の鑄造制度

なければならぬ。我が貨幣法は次表の如く定めてゐる。

種 類	品 質	量	
		重量(匁)	形状(寸)
金 貨 幣	純 金 參和銅 九〇〇 一〇〇	四・四四四四	徑 〇・九五〇〇
		二・二二三三	徑 〇・七〇〇〇
銀 貨 幣	純 銀 參和銅 七二〇 二八〇	一・一一一一	徑 〇・五六〇〇
		一・三二二〇	徑 〇・七七五五
白 銅 貨 幣	ニツケル 參和銅 二五〇 七五〇	一・〇〇〇〇	徑 〇・七三〇〇
		〇・七〇〇〇	徑 〇・六三〇〇
青 銅 貨 幣	銅 錫 九五〇 四〇	一・〇〇〇〇	徑 〇・七六〇〇
		〇・五六〇〇	徑 〇・六二〇〇

かやうに品位と量目とに就き規定しても、實際鑄造に際して或る程度の差異を生

紙幣の意義

することは已むを得ない。そこで公差と稱して法律上或る程度の誤差を認めてゐる。又流通による自然的磨損のために量目が減少することも免れないから、通用最輕量目を規定して、それ以下の貨幣は回収するやうにしてゐる。

四紙幣 紙幣とは紙を以て造られた貨幣で、概ね法律を以て一般通用力を認められてゐるものである。尙、紙幣を軟貨といふは金屬貨幣を硬貨といふに對する。

紙幣は、兌換せられるか否かに依つて(一)兌換紙幣(二)不換紙幣の二種に分けられる。兌換紙幣といふのは、發行者が所持人の請求次第、通常本位貨幣と兌換する義務がある紙幣をいひ、不換紙幣とはその義務のない紙幣をいふ。

紙幣は、又發行者が誰であるかに依つて(一)政府紙幣(二)銀行券の二つに區別される。政府紙幣といふのは、政府が自ら發行する紙幣であり、銀行券とは銀行が發行する證券である。

政府紙幣と銀行券

兌換紙幣と不換紙幣

我が國の紙幣

我が國では歐洲大戰當時補助貨幣の代用として五拾錢貳拾錢拾錢の小額紙幣を政府が發行したことがあるが、現在流通する壹圓五圓拾圓貳拾圓及び百圓の紙幣は政府の監督の下に日本銀行が發行する兌換銀行券である。

發券銀行

紙幣の發行權は當然國家に屬すべきものであるが、便宜上、多くの國は民間の特殊銀行をして紙幣を發行せしめ、政府はこれを監督する立場にあるのが普通である。我が國に於ても日本銀行條例及び兌換銀行券條例の規則により、日本銀行が銀行券發行の特權を與へられてゐる。

日本銀行の他に銀行券發行が許されてゐるのは朝鮮に於ける朝鮮銀行及び臺灣に於ける臺灣銀行のみである。

兌換準備

銀行券は兌換券として發行せられるのを常とするから、發券銀行は兌換に應ずるために發行額に對して本位貨幣を準備しなければならぬ。我が國の發券制度は次の如き兌換準備の規定を

我が國の發券制度

設けてゐる。
(一)正貨準備 日本銀行は金銀貨及び地金銀を準備すれば、自由にこれと同額の兌換券を發行することが出来る。これを正貨準備の發行といふ。

(二)保證準備 正貨準備の發行だけで需要を充たすに足らぬ場合には特に壹億貳千萬圓を限度として、政府發行の公債證書大藏省證券その他確實なる證券又は商業手形を保證として、兌換銀行券を發行することが出来る。これを保證準備の發行といふ。

(三)限外發行 市場の景況によつて尙流通貨幣の需要が認められる時には、大藏大臣の許可を得て、更に保證準備の下に兌換銀行券の發行が許されてゐる。但しこの場合には、その發行額に對して一箇年百分の五を下らない割合で發行税を納めなければならない。これを限外發行といふ。

右の如き兌換準備の方法は屈伸制限法といはれてゐる。

第二節 物 價

價格の意義

物價の意義

價格の決定

需要と供給

價格の高低

一價格と物價 價格といふのは一財貨が貨幣と交換せられる割合である。即ち一財貨が何程の貨幣額を以て交換せられるかを表示するものである。而してすべての財貨の價格をその個々に就いては、なく全體として總稱した場合これを物價といふ。
二價格の決定 或る財貨の價格は主としてそのものに對する需要供給の關係によつて定まる。需要とは財貨を得んとする欲望と貨幣を以て財貨を購買し得る能力(購買力)との結合したものをいひ、供給とは賣却するために提供せられた財貨の量をいふ。即ち價格はこの財貨に對する需要と供給とが均衡を得た點で定まるのである。

而して需要が供給より大であるときには價格が高くなり、需要

が供給より小であるときには価格が低くなるといふのが大體の傾向である。同時にまた價格の高低は需要供給の増減に影響を及ぼし、こゝに價格と需要供給とは互に原因結果となつて變動し、價格の高低が循環するのが普通である。

かくの如く需要供給の變動によつて價格に高低が生ずるのであるが價格は概ねそれを生産するに要する一切の費用、即ち生産費を中心として動くものである。蓋し財貨の價格が生産費を著しく超過するときは生産が増加し、従つて供給を増すために價格は低落するが、價格が生産費以下に低落するときには、生産が手控えられて供給を減じ、こゝに價格の騰貴を來たすからである。

三 物價の變動 個々の商品の價格は需要供給の關係によつて變動するのであるが、又貨幣の側に於けるその價值の増減によつても變動する。而してこの場合にはすべての商品の價格が一樣

物價の變動

生産費

に高く或は低くなるのであるから、貨幣價值の増減は物價を變動せしめるといふことが出来る。即ち一定額の貨幣を以てしても、その價值の増減によつて購買し得る財貨の分量は變化するのである。かゝる貨幣の購買力を貨幣の價值といふ。

貨幣價值の變動従つて又物價の變動に就いて最も有力な學説は貨幣數量説である。これによれば貨幣の數量の増加は貨幣の價值を低下せしめ、従つて物價騰貴を惹起するが、貨幣の數量が減少した場合には貨幣の價值は高まり物價は低落するといふのである。かくの如く貨幣の數量の多少に大體比例して貨幣價值の大小が決められ物價に變動を及ぼすことは一般に認められる所である。

物價騰落の狀況を示すものとして物價指數がある。物價指數は或る時期の物價を基準としてこれを一〇〇と定め、その後の各

貨幣數量説

物價指數

物價の増減

時期の物價を百分比率で表したものである。即ち指數の増加は物價の騰貴を示し、指數の減少は物價の低落を示して、物價の高低は一目して知ることが出来るのである。

物價の調節

四 物價の調節 物價の騰落が急激に生ずるときは、或は國民所得の均衡を亂し、或は産業や貿易を衰微せしめて、國民の經濟生活に及ぼす影響は甚だ大なるものがある。それ故に物價狀態を徒に自然の儘に放任せず、國家が人爲的政策を以て、或はその暴騰を阻止し、或はその暴落を防いで、國民生活の安定を圖るのは極めて重要なことである。これが所謂物價調節である。

第三節 信用

信用の意義

一 信用の意義 現代の經濟社會は貨幣經濟時代であると共に、信用經濟の時代であるといはれる。即ち現在の經濟社會に於て我々は貨幣を仲介として財貨を交換すると同時に、又貨幣の仲介

信用の種類

を用ひず信用取引によつてもその目的を達してゐるのである。日常の用語に於て信用といへば、他人を信任することを意味するのであるが、信用取引といふ場合の信用といふのは特殊な意味である。即ち掛賣や金錢の貸借の如く、他人に對する信認に基き、反對給付を後日に約して、一方の給付は即時履行せらるゝことをいふのである。かゝる信用による取引を信用取引といふ。

二 信用の種類 信用は種々に分類せられる。第一に信認の對象を異にする點から、(一)對人信用 (二)對物信用とに分けられる。對人信用は主に債務者その人を信用する場合であり、對物信用は主に債務者が提供した物を信用の基礎とする場合である。

第二に信用は取引の期間を標準として、(一)長期信用 (二)短期信用とに分けられる。前者は農工業資金の融通に、後者は商業上の資金の融通に多く行はれる。

信用證券の意義

三 信用證券 信用取引に於ては債權債務の關係を明らかにして置く必要から多くの場合に證書が發行せられる。この證書で一定の金額を表示し、裏書又は引渡によつて債權を他に譲渡し得るものを信用證券といふ。信用證券には公債證書、社債券、兌換銀行券等種々あるが、その中で最も重要なものは商法の規定による手形である。

手形

手形には(一)爲替手形(二)約束手形(三)小切手の三種がある。爲替手形は債權者が債務者に宛て、支拂を命ずる證券であつて、例へば債權者甲が債務者乙に宛て、丙又はその指圖人又は手形持參人に一定の金額を支拂ふことを要求するものである。この場合、甲を振出人、乙を支拂人、丙を受取人といふ。約束手形は債務者が債權者に宛て、支拂の約束をする證券であつて、例へば債務者乙から債權者甲に宛て、甲又はその指圖人又は手形持參人に一定

信用の利弊

の金額を支拂ふことを約束するものである。この場合乙を振出人、甲を受取人といふ。小切手は銀行に當座預金を有するものが銀行に宛て、振出し、受取人又はその指圖人又は持參人に一定の金額を支拂ふことを請求する證券である。これ等の手形が振出されると轉々流通して、恰も貨幣と同一の職分を盡すのである。

四 信用の利弊 信用は取引を簡易且迅速ならしめ、貨幣を節約し、資本を一層有効に利用せしめる等の利益を有するものである。然し、信用の伸縮が適宜に行はれないときには、或は投機熱を煽り、或は事業を沈滞せしめる等の弊害を生ずるのである。

第四節 金融機關

金融機關の意義

金融機關の種類

一 金融機關の意義 信用取引は個人間に於ても行はれること勿論であるが、信用取引の發達に伴ひ、この媒介をなし信用の授受をする機關が必要となる。これを金融機關といひ、銀行、信託會社

銀行の機能

信用組合、保險會社等がこれである。この中にあつても、銀行は最も發達した組織的且専門的な金融の中樞機關である。

二銀行 銀行は資金の需要者と供給者との間に立つて、自己の計算で廣く兩者と信用取引をなすことを業務とするものである。即ち銀行は一方に於て資金の餘裕ある者から金錢を預ると共に、他方に於てこれを需要者に貸出し、以て資金の融通を圓滑にするものであるから、一面に於ては貯蓄機關として、他面に於ては産業の助長機關として、社會經濟の發達に資すること至大である。殊に信用取引の複雑な現在に於て、銀行なくしては、到底その圓滑な運用を期することは不可能である。

銀行は信用の授受を以て重要な任務とするものであるから、銀行の業務は受信的業務と授信的業務とに分けられる。受信的業務には預金債券の發行等があり、授信的業務としては手形の割引、

銀行の業務

銀行の種類

貸付、有價證券の買入、荷爲替の取組等を舉げ得る。

銀行には色々の種類があるが、通常普通銀行と特殊銀行とに大別せられる。普通銀行は商業上の信用取引を行ふもので、商業銀行ともいはれ、その信用の授受は短期なものを常とする。特殊銀行は農工業への資金の融通、その他特殊な目的のために設立せられた銀行であつて、その業務について特別の權利が認められ、又特別の制限を受けるものである。

特殊銀行として挙げられるものは、日本銀行、横濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行及び貯蓄銀行等である。

手形交換所

三手形交換所 手形交換所は各銀行の有する手形代金決済のための機關であつて、一定地域内の特約ある多數の銀行の代表者が、毎日一定の時に集つて、互に各々有する手形を交換し、相互の債權債務を決済するのである。而して交換差額の受拂も現金授受

の方法によらず、單に帳簿上の振替によつて清算するを常とするものであるから、各銀行に至大の便益を與へると共に信用取引を一層圓滑にするものである。

第十五章 交通

第一節 交通及び交通機關

一交通 人の營んでゆく生活は經濟社交教育宗教政治軍事等凡ゆる方面に亘つてゐるけれども、これ等は外部との交渉を保つて始めて達成せられるものである。されば交通は社會生活の基礎を形成するものといふことが出来る。而して人が交通する必要は文化の發達によつて益増進せられるのであるが、文化の發展は交通方法の發達改良を促し、この兩者は相互に主となり、從となつて發達を助長するのである。

交通

交通の發達

二交通の發達 交通は人の生活上の行動には必ず伴ふものであるから、太古に於ても行はれてゐたことは明らかである。然し人の生活狀態と社會的事情とによつて、その範圍に相違のあることはいふまでもない。所謂自給自足經濟時代にあつては、既に述べたやうに生活に必要な物資はこれを他に仰ぐことなく、すべて各家族又は氏族内に於て自ら生産し消費したから、他との交通は振はなかつた。況んや海を越え山を越えて廣汎な範圍に亘つて交通をする必要がなく、從つて絶無でもあつた。けれども經濟生活の進歩は交換經濟時代を現出せしめるやうになつて、職業は各種に分化して社會的分業が起り、すべての財貨は交換を豫想され、交通は頻繁となり、その地域は次第に擴大せんとする趨勢を示した。然し十九世紀以前に於ては交通機關が未だ充分に發達せず、陸上に於ては殆ど昔のまゝの道路に人力や動物の力を動力とし

て往來し、海上に於ては人力と風と潮によつて航海を續ける幼稚な状態であり、且世界の各國は互に仇敵視し、經濟政策の上から外國からの輸入を防壓するため、國境毎に關門を設ける等して他國との交通の上に障害を與へたから、交通の範圍は自ら國內的又は地方的に局限されてゐた。殊に我が國に於ては徳川幕府が鎖國主義を採つてゐた、ゆゑにその色彩は著しかつたのである。

十九世紀に至るとこの状態は全く一變した。即ち陸上に於ては鐵道が起り、動力には蒸汽や電氣が用ひられ、海上に於ても動力が蒸汽となつた、ゆゑ船舶は安全に自由に、且正確に航海を續け大量の輸送に堪えるやうになつた。又通信機關がこれ等と相俟つて發達した。而して一方世界經濟意識が高まつたので、地方的分業のみならず國際的分業をも惹起するに至り、各國間の通商貿易は世界的となり、交通地域は甚しく擴大されたのである。

交通機關

三 交通機關 元來人が交通をなすにはそこに何等かの目的が存在するものである。然し、凡そ交通といふ行爲をなすには、必ず肉體的又は精神的に多かれ少かれ勞苦を伴はなければならない。その勞苦は、或は地勢嶮峻、山河重疊等の地理的事情からくることもあるし、又運搬貨物の多少による物理的原因から生ずることもある。これに對して人はその勞苦を最も少からしめ、然も交通の目的を十分に達する方法を考へるが、交通が頻繁となりその地域が擴大され、運搬貨物が大量となれば人は進んで通路を開設改良し、河川には橋梁を架し、更に運搬具を設けてそれによつて交通の目的を達せんとするものである。而して運搬具も初めは人力が動物の力による簡單なものであつたが、人智の發達するに伴つて、動力として蒸汽、電氣等が用ひられ、船舶、鐵道、電車、自動車、航空機等が發達し、一方通信の方面に於ても郵便、電信、電話等が完備してそ

の目的が容易に達成されるやうになつた。

かくして人は道路や船舶鐵道電車郵便電信等を利用して迅速且安全に交通の目的を實現し得る状態になつたが、これ等交通の目的を達せしめる設備は交通機關といはれるのである。交通機關は大別すると、運輸機關と通信機關とにすることが出来る。前者には道路河川運河橋梁船舶鐵道電車自動車等が屬し、後者には郵便電信電話等が含まれる。

交通機關は元來社會一般の需要を充たすために起り、發達して來たものであるから、その整備する否とは經濟の進歩や社會の發達に大なる關係を有する。されば交通機關が何人にも十分に利用せられると共に、大いに發達し普及することは社會全體のために頗る望ましいこと、いはなければならない。こゝに於て國家は交通機關の指揮監督を十分になすと共に、或は補助金等によ

つて交通機關を助成するが、進んでは公營としてその目的を達しようとしてゐる。これは各國の歴史的事情や政策上の主義等から一樣ではないが、例へば郵便は諸國が皆國營であり、道路も概ね國有としてゐる如きである。更に又我が國に於ては主要な鐵道は公營となつてゐるが、その普及發達を圖つて社會一般の利便を増す必要から、近來交通機關を益公有たらしめようとする形勢を示してゐる。

第二節 交通と文化

一 交通と文化 交通機關の整備發達は交通の範圍を擴大せしめるばかりでなく、それと共に文化に重大な影響を及ぼすことはいふを俟たない所である。

交通が發達し交通機關が進歩するときは生産要素たる資本や勞働の移轉が容易となる。従つて、從來交通が不便のため資本や

労働を十分に得られず生産の振はなかつた地方も、他よりその供給を受けて生産を十分に行ひ得るやうになるのである。かくして生産の規模は漸次大となり、地方的分業は完全に行はれ、その結果は生産費の低下を招来するに至るのである。又交通の發達は遠隔地の事情をも明瞭ならしめるから、その結果は安んじて取引をするを得しめ、且敏速圓滑ならしめる效益がある。

以上は主として經濟方面に就いて觀たのであるが、他の方面に於ても、交通の發達の影響が重大なことは看過し難い。即ち政治上にあつては、國民の知識の程度を近づかしめ、國民の思想を統一し、以て立憲政治、自治政治の全き運用を期すことを可能ならしめるといふも過言ではない。

又、文明とても地方又は國內に局限せられてゐたものが、交通の進歩に伴つて廣く相接觸するやうになり、長短相補つて發達し、人

類がその恩恵を蒙ることは決して尠くないのである。

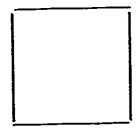
二 交通道德 交通の發達はかくの如く人類の生活に重大な影響を與へるものである。而して、交通は一に交通機關が與つてその目的が達成せられるのであるから、交通機關は社會公衆のために存在し、公共的性質を帯びてゐるものであることは明らかである。従つて交通機關は何人にも十分に利用せられる所にその意義が認められる。されば我々は交通機關の使命の何であるかを自覺し、その職能を十分に發揮せしめるやうにすることが極めて大切である。即ち交通道德は我々が國家社會の一員として忽にしてはならない所である。

昭和六年九月三十日
文部省檢定
中學公民科用

昭和六年二月廿四日
昭和六年九月十七日
昭和六年九月十五日
印刷
發行
修正再版
修正再版發行

定價	上卷	金六拾二錢
下卷	金五拾九錢	

新制公民科提要
全二冊



著者	山內正
著者	花岡敏夫
發行者	東京市本郷區森川町九拾參番地 國元省平
發行者	東京市小石川區原町百參拾參番地 戶谷國太郎
印刷者	東京市小石川區久堅町百〇八番地 君島潔

發行所
東京市本郷區森川町九三
振替口座東京九二四八番
沿文館

大賣捌所
東部
東京市日本橋區吳服橋二丁目六番
振替口座東京二三七一番
柳原書店
西部
大阪市東區北久太郎町四丁目一
振替口座大阪二三一一番

72

591
26
1

